

5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20

始



兒島範長墳墓考

11
417

兒島範長墳墓考

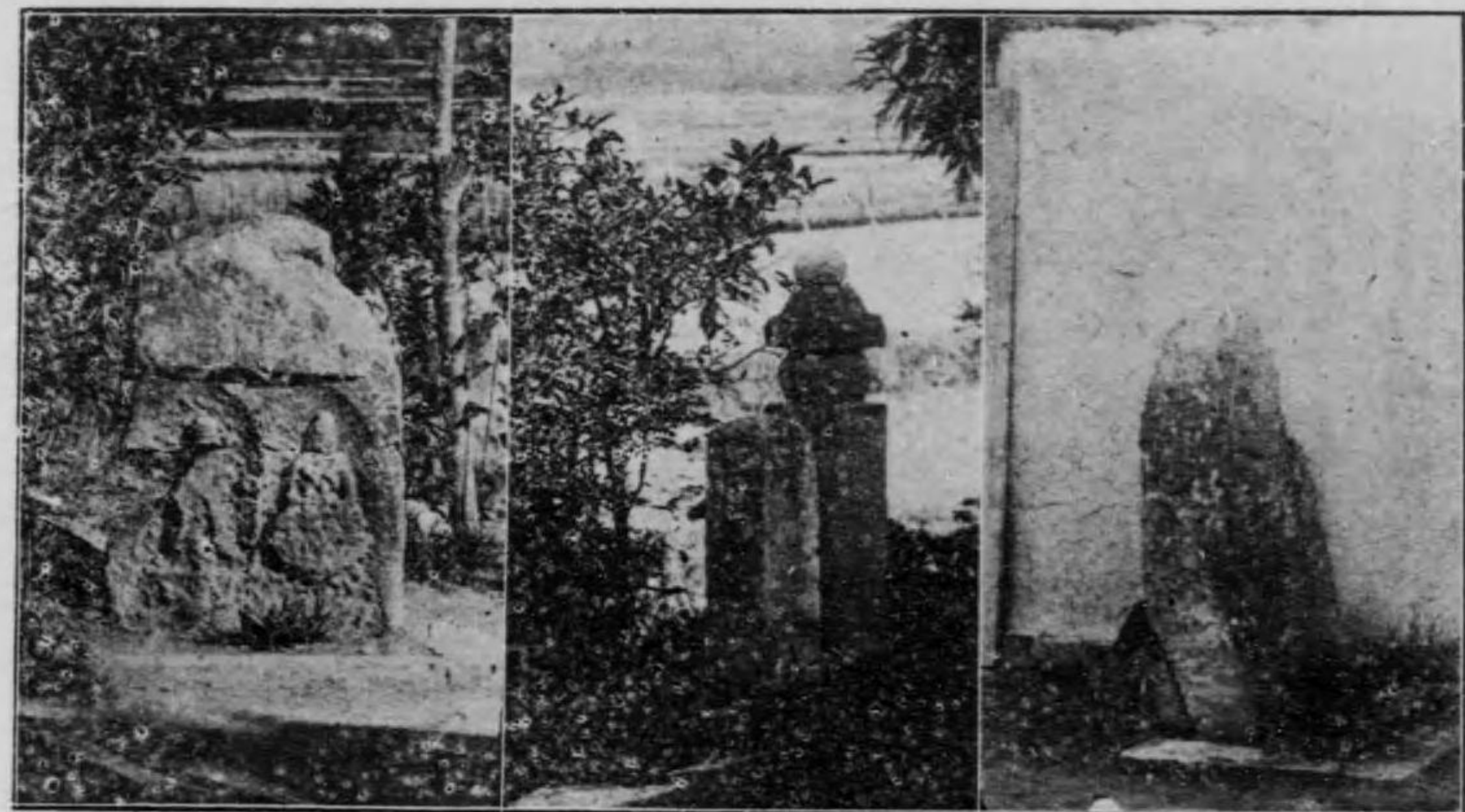
11-417

714 11



鳥居清長墳墓考

大正
10 2 1
内交



喧嘩地藏尊及大乘妙典碑



(別所村北宿所在)

墓墳長範島兒

自序

忠君愛國の精神は、建國以來、我國民の通有思想の精華なり。故に古來本邦忠良の士多きは、素より其所なりと謂ふべし。然りと雖も、範を忠良の偉績に求めて、特に天下の耳目を惹く者に至りては、先づ指を元弘建武の功臣に屈すべきなり。兒島範長の忠烈は、夙に萬民の欽仰し、億兆千古に景慕する所なり。已に明治聖代に於て、再度位階追贈の恩命に浴し、聖恩枯骨に及ぶ。是庶民の皆齊しく感佩措く能はざる所なり。然るに有司其墳墓の認定を謬り、大に世人の疑惑を招く。誠に浩歎に堪へざるなり。吾人は、須く速に其真正の墓所を闡明して、世の疑惑を氷解し、以て天下萬民をして、益其忠烈を千古不朽に欽仰せしめざるべからず。尙進むでは、其遺蹟を顯揚して、以て益天下の士

氣を振作し、愈風教の善美を致し、一旦緩急あるに當りては、義
勇公に奉じ、以て天壤無窮の皇運を扶翼せざるべからず。時の
経過は、事實の湮没を來す。由來國家忠良の士の遺蹟にして、其
真相を失ふ者、蓋少しとせず。今我郷土に存する此南朝忠臣の
遺蹟闡明の一篇を草して、更に添ふるに、先進の所説三篇を以
てし、之を剗削に附して、茲に公にす。夫近時風教漸く弛み、世道
人心の荒亡或は將に度なからむとす。此時に當りて、予が本篇
を公にするは、其意亦一は、尊皇奉公の精神鼓吹の一端を表す
るに在り。蕪雜未熟の一篇、勤王功臣の遺蹟闡明に、將郷土の風
教振作に、貢獻する所あらば幸なり。予の所見にして、世に容れ
らるゝ所あらば、是偏に先輩知友の指導援助の賜にして、誤謬
不備の點あらば、是全く予の淺學不敏の致す所なりと謂ふべ

し。本篇著作に際し、別所村澤田豊吉氏が、其所藏の系譜文書を
提供して、自由に閲覽せしめられ、八杉善藏氏が、始終助力を與
へられたるは、深く感謝する所なり。聊所懐を陳べて自序とす。

大正庚申初冬

檜笠山下臨江亭に於て

龜田次郎識

目次

一 緒 言.....	一
遺蹟の覆滅Ⅱ其の闡明。	
二 史 實.....	二
太平記所載の史實Ⅱ大日本史以下史籍の引用。	
三 戦 歿 地.....	五
地誌史籍新聞雑誌の記事Ⅱ其の論辨。六騎塚説。大日寺説。	
四 墳 墓 地.....	一六
地誌史籍新聞雑誌の記事Ⅱ其の論辨。六騎塚説。大日寺五輪塔説Ⅱ兵庫縣令の公認Ⅱ其の非難論評。七つ塚説Ⅱ其の論辨。佛心寺境内古墳説Ⅱ其の論辨。佛心寺の縁起。花田村原田の古墳説Ⅱ其の論辨。範長の遺骨移葬Ⅱ其の考証。	

遺蹟の覆滅Ⅱ其の闡明。

太平記所載の史實Ⅱ大日本史以下史籍の引用。

六騎塚説。大日寺説。

六騎塚説。大日寺五輪塔説Ⅱ兵庫縣令の公認Ⅱ其の非難論評。七つ塚説Ⅱ其の論辨。佛心寺境内古墳説Ⅱ其の論辨。佛心寺の縁起。花田村原田の古墳説Ⅱ其の論辨。範長の遺骨移葬Ⅱ其の考証。

五六騎塚建碑來歴……………

二
五八

河合寸翁の勸誘。頼山陽の詠詩。左和田清左衛門範一の出願及其の努力。建碑竣成。長澤小太夫の碑面揮毫。三木慎三郎の碑銘撰文。白隠禪師大乘妙典碑の建立。千種有功、北小路説光の詠歌寄贈。

六 大日寺五輪塔公認事情……………

七二

明治十六年八月贈位。範長墳墓につき上申及稟申。澤田藤七治の出願。黒田耕一郎外八名の出願。内務大臣の指令。兵庫縣令の公認。龜山雲平の碑記稿。建碑未遂。明治三十六年十一月贈位陞叙。大正二年五月五輪塔玉垣建設。

七 結 論……………

九三

有司誤認の非難。世人の疑惑昂進。真正墳墓地認定の要求。社祠創建の必要。庶民萬古欽仰の神靈。

附 録……………

- 一 兒島君石碑建立由緒書……………左和田範一誌……………一
- 一 備後守兒島範長墓所並に自害の地考……………庭山武正述……………二九
- 一 誤れる範長の墳墓……………滑川友市述……………三五

卷 首 插 圖

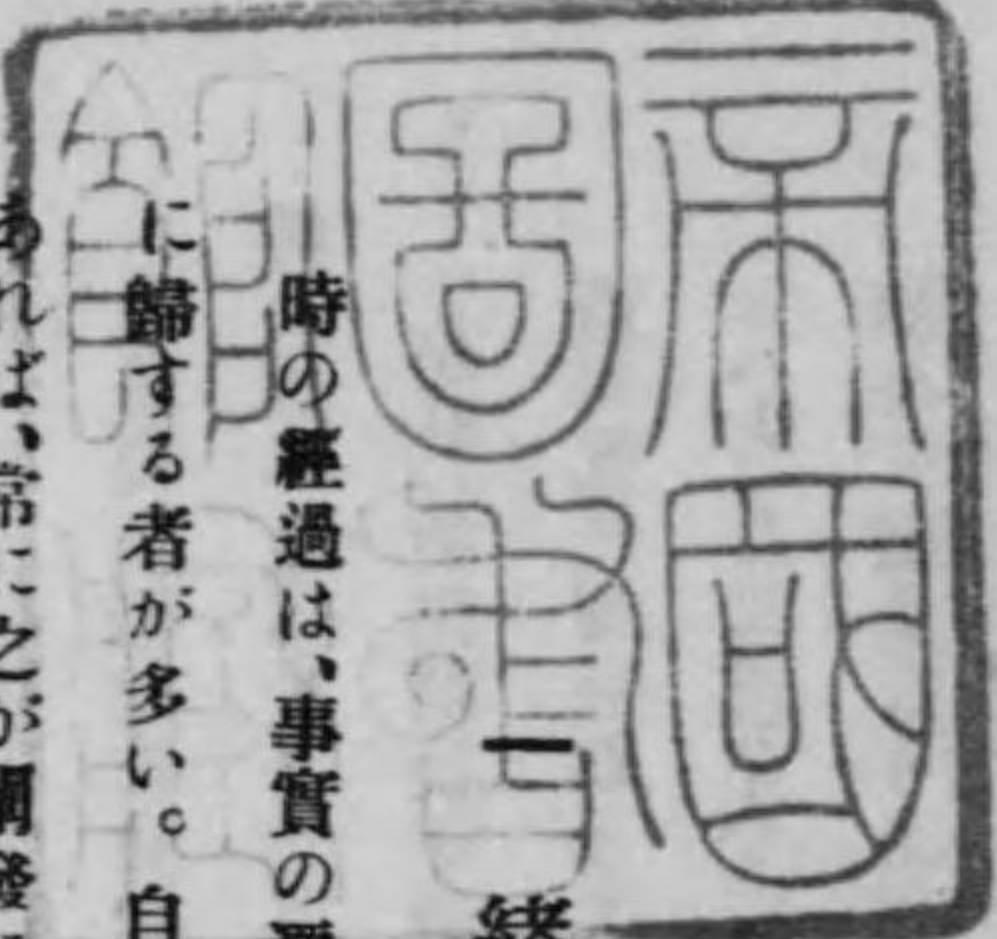
- 喧嘩地藏尊及大乘妙典碑……………(別所村北宿所在)
- 兒島範長墳墓……………(別所村北宿所在)

目 次 終

日 六

兒島範長墳墓考

文學士 龜田次郎 述



緒言

時の経過は、事實の湮没を來すものである。古來忠臣義士の事蹟にして、年月を経るに隨うて湮没に歸する者が多い。自分は夙に之を慨歎し、苟も偉人烈士の事蹟にして、後人に傳へるに足るものがあれば、常に之が闡發に意を注いで居るのである。本篇も亦其の微衷の一端を示したものである。自分は今茲に我郷土に存在する南朝忠臣の遺蹟が湮没に歸せんとし、果ては誤謬をさへ傳へられて居るのを、非常に遺憾に思ひ、これが闡明に數年間力を盡し、聊私見を公にするに至つたのである。尤も此の兒島範長の遺蹟については、已に一二の先輩が其の意見を公にせられたが、今日尙其の真相を明らかにする能はざる有様である。それで自分は更に調査を遂げ研究を進めて、此の論文を草した次第である。

二
る。涉獵搜訪盡さるる所あるは勿論であるが、燕雜未熟の此の一篇が、若し幸に國家の忠臣の顯揚に、將郷土風教の振作に、涓滴の裨益を爲す所があらば、自分は本懐の至である。

二 史 實

兒島範長戰歿當時の事實は、「太平記」第十六卷備中福山合戰の事の條下に見えて居るのが根本史料である。今其の文を下に抄出しよう

(前略)和田備後守範長、子息三郎高德、佐々木の一黨が船よりあがる由を聞きて、是を防がん爲に、西川尻に陣を取りて居たりけるが、福山既に落されぬと聞ければ、三石の勢と成り合はんがために、九日の夜に入りて三石へぞ馳せ着きける。爰にて人に尋ぬれば、脇屋殿は早宵に播磨へ引かせ給ひて候ふなりと申しける間、さては船坂をば通り得じとて、先日搦手の廻りたりし三石の南の山路をたざる終夜越えて、阪越の浦へぞ出たりける。夜未深かりければ、此儘少しの逗留もなく打て通らば、新田殿には安く追着奉るべかりけるを、子息高德が先の軍に負ひたりける疵未癒わざるが、馬に振れけるによりて、目昏く肝消れて馬にもたまらざりける間、阪越の邊に相知りた

る僧のありけるを尋ね出して預け置きける程に、時刻押し移りければ、五月の短夜あけにけり。去程に此道より落人の通りけると聞きて、赤松入道三百餘騎を差遣して、那波邊にてぞ待せける。備後守僅に八十三騎にて大道へと志して打ちける處に、赤松の勢とある山陰に寄合て、落人を見るは誰人ぞ。命惜しくば、弓をばづし、物具脱ぎて降人に參れとぞ詞をかけたたりける。備後守是を聞きて、からりと打笑ひ、聞きも習はぬ詞かな。降人になるべくは筑紫より將軍の様々の御教書をなしてすかされし時こそならんすれ。其をだに引きて火にくべたりし範長が、御邊達に向ひて降人にならんとこそ申すまじけれ。物具はしくばいでとらせんといふまゝに、八十三騎の者ども三百餘騎の中へ喚き懸入り、敵十二騎切りて落し、二十三騎に手負はせ、大勢の圍を破りて濱道を東へぞ落ち行きける。赤松が勢案内者たりければ、懸散されながら、前々へ驅せ過ぎて、落人の通るを打留め物具はげと、近隣傍莊にぞ觸れたりける。依之其邊二三里が間の野伏ども二三千人出合ひて、此山の陰彼の田の畷に立渡りて、散々に射ける間、備後守が若黨ども主を落さんがために、進みては懸破り、引下りては討死し、那波より阿彌陀か宿の邊まで十八度まで戦ひて落ける間、打殘されたるもの今は僅に主従六騎に成りにけり。備後守或辻堂の前にて馬を控へて若黨どもに向ひて申しけるは、あはれ一族共だに打連れたりせば、播磨の國中を安く蹴散して通るべかりつるものを、方々の手

分に向られて、一族一所に居さりつれば、力なく範長討たるべき時刻の到来しけるなり。今は通るべしとも覺ねば、最後の念佛心閑に唱へて腹を切らんと思ふぞ、其程敵の近づかぬ様に防げとて、馬より飛下り辻堂の中へ走り入り、本尊に向ひ手を合せ、念佛高聲二三百遍が程唱へて、腹一文字に掻切りて、其刃を口にくはへてうつぶしに成てぞ臥したりける。其後若黨四人つゞきて自害をしけるに、備後守がいとこに、和田四郎範家といひける者、暫く思案しけるは、敵をば一人も滅したるこそ後までの忠なれ。追手の敵、若し赤松が一族子供にてやあるらん。さもあらば引組みて差違へんするものと思ひて、刀を抜きて逆手に拳り、甲を枕に自害したる躰に見せてぞ臥したりける。此へ追手に懸りける赤松が勢の大將には、宇野左衛門次郎重氏とて、和田が親類なりける。まさしきに辻堂の庭へ馳せ來りて自害したる敵の首をどらんとて、是を見るに袖に着けたる笠符皆下黒の文なり。重氏拔きたる太刀を抛つて、あらあさましや、誰やらんと思ひたれば兎島、和田、今木の人々にてありけるぞや。此人達と疾く知らは、命に替へても助くべかりつるものをもと悲みて涙を流し立ちたりける。和田四郎此聲を聞きて、範家は是に在りてかはと起きたれば、重氏肝をつぶしなから立ち寄りて、こはいかにとぞ喜びける。聽て和田四郎をば同道して助けおき、備後守をば葬禮懇に取沙汰して、遺骨を故郷へぞ送りける。さしも八十三騎は討れて、範家獨助かりける運命の程こ

四

を不思議なれ。

とあるがそれである。即ち延元元年五月の事である。此の文に依據して、後世「大日本史」以下數多の史籍に引用せられて居るのである。原文に「阿彌陀か宿の邊まで十八度まで戦ひて落ける間、打殘されたるもの今は僅に主従六騎に成りにけり。備後守或辻堂の前にて馬を控へて、(中略)辻堂の中に走り入り、本尊に向ひ手を合せ、念佛高聲に二三百遍が程唱へて、腹一文字に掻切りて、其刃を口にくはへて、うつぶしに成てぞ、臥したりける。」とあるので、範長戦死の有様が明かるのであるが、またこれが後世の史家に、論争を惹起し、果ては其の真相を謬る事ともなつたのである。それで今自分は、此の史實について、下に私見を公にするのである。

三 戦 歿 地

「太平記」に見えて居る範長の自害地「阿彌陀が宿の邊の辻堂」は、何處であるか。自分はそれは、現今兵庫縣印南郡別所村北宿の中國街道の北側にある六騎塚、即ち里俗喧嘩地蔵の地であると断定するのである。此の地は、山陽線鐵道會根驛の西北約十二町の距離に在る。今次に其の考証を示さう。

五

前記「太平記」の文に依れば、範長は西方阪越の浦（現今兵庫縣赤穂郡阪越村）から東方を指して落ちて来て、遂に阿彌陀が宿の邊の辻堂で自害したのであるから、阿彌陀宿附近西方の土地である事は明瞭である。然らば、其の土地は現今何地であるかといふに、其は前記北宿村六騎塚である事は確實である。此事實を証明する爲に、播磨の郷土史籍から其の條下の記事を抄録せう。先づ「播州風土記」（正徳二年二月成、廣峰義成撰）第十三卷に、

播州那波莊那波城主宇野彌三郎重氏、建武二年和田備後三郎高德官軍に屬すといへども、不運にして敗北し、一族不殘今木、大富、松崎など七騎那波の浦手を忍び落けるに、重氏はやくも聞付、手勢五十騎にて追かくれば、終に伊保莊にて追付、合戦して高德父備後守範長を始として、漸く六騎に打なされ、福居郷の辻堂に入て亡けると針磨志に見たり。

と見て居るのが、管見の及ぶ所では、最古のものである。尤も文中に「針磨志」に見たりとあるから、已に以前にも此の説はあつたのであるが、自分は未だ「針磨志」を見ないから、此の「播州風土記」を最初として示しておくのである。又文中福居郷とあるのは、現今の別所村の事である。抑別所村は、中古以前の事は扱措いて、徳川初世は、矢張別所村と稱して居たのであるが、元和、寛永の頃、本多美濃守忠政、姫路在城の朝、別所とは所に別ると讀み、忌敷名なりとて、祝して嘉字を取り、福居村と名

けられたので、徳川時代は斯く呼んで居たのである。然るに明治九年、舊稱に復して、今日に及んで居るのである。徳川時代正徳年間に出来た「播州風土記」には斯く福居郷といつて居るのである。而も此の福居郷は國道に沿うた村落で北宿村の西方に在つて接續して居る。今日同じく別所村に屬する一部落である。又阿彌陀宿（現今兵庫縣印南郡阿彌陀村）は、徳川時代には、伊保莊に屬して、其の西端の村落であるから、文中伊保莊と言つたのである。それで、爾後の史籍には、伊保莊にて追付、福居郷の辻堂で自害したと記るされてあるのは、此の「針磨志」の記事が基となつた様である。

「古跡便覽」（寛延三年四月成、加藤敬直撰）に、
備後三郎墓。私曰、福井村に辻堂の跡有。此處にて自害せし由。（庭山武正翁の備後守兒島範長墓所並に自害の地考所引）

と記してあるのは、父範長を子高德と誤つたものである。次に「播磨事始経歴考」（寶曆四年成、後藤基邑撰）には、其の戰場門に、

兒島備後守範長戰死跡。備後三郎高德ノ父。

尊氏多勢ニ成、西國ヨリ攻上ル時、義貞兵庫へ引。其時和田備後守範長、印南郡阿彌陀ノ宿ノ辻堂ニテ切腹。一族多ク討死。其墳此宿ニ在。

と見れば、又同書舊跡門には、

八

備後三郎高德之墓。今福居村ノ辻堂此所ニテ自害セシヨシ不審。高德ハ、太平記三十卷ノ後迄存命ナリ。父備後守範長阿彌陀カ宿ノ自害ニ取紛セルカ。

とある。「播磨萬寶智惠袋」第十二卷所收の、「増補播磨里翁説」(寶曆八年五月成、天川友親撰)には、一北宿村道の少し北に、六騎武者といふ處あり。建武三年、備後三郎高德は官軍に属すといへども、不運にして敗北す。殘黨の一族に、今木、大富、和田、松崎等をはじめ、二十七騎、赤穂郡那波の浦手を忍び落ちけるを、那波の城主宇野彌三郎左衛門尉重氏早々聞付け、手勢五十騎許にて跡をしたうて追掛ければ、伊保庄にて追付きける。二十七騎の者共大方討たれ、只六騎となる。此者共今は遁れ難しとて、阿彌陀が宿の辻堂に駈入り、腹切て死しけると也。此六騎の内に、備後守といふは高德が親也。

と見れば、「播磨鑑」(寶曆十二年成、平野庸修撰)には、

北宿村の南一丈許高き寺跡あり。(中略)此壇の北(則往還の北駒寄の側也)に、六騎武者と云塚有。建武三年、備後三郎高德は官軍に属し、不運にして敗北す。殘黨の一族に、今木、大富、和田、松崎などを始として二十七騎、赤穂郡那波の浦手を忍び落ちけるを、那波の城主に宇野彌三郎左衛門重氏早

く聞付、手勢五十騎許にて跡をしたふて追掛ければ、伊保の庄にて追付ける。二十七騎の者共大方討れ、唯六騎と成。此者共今は遁れかたしとて、阿彌陀の宿の辻堂に駈入腹切て死けると也。此六騎の中に、備前守と云は高德が親也。○按するに、高德入道は、太平記三十卷後迄存命す。然れば、備後守範長阿彌陀の宿にて自害しけると云て取紛らせるならん。

今此塚に石佛一體、松木一本有。是を六騎武者と云傳へ、俗呼て喧嘩佛と云。今に礫にても打は、忽其友達同土何事もなきに俄にけんくわすと云。現證偽ならずとかや。近年志の人有一石一字の法華經を書寫し、此處に埋む。

とあり。又同人撰「播磨州輿地通志」(寶曆年間成)に、

六騎塚在佐土村東路北。建武三年、兒島備後三郎高德屬官軍、戰不利。高德之父備前守範長及其一族今木、大富、和田、松崎等爲州之那波、城主宇野彌三郎重氏、被討也。事亦見「青史」。其墓也。(古蹟陵墓部)

とある。佐土村とあるのは、福居村の西方同じ官道筋に在る所で、矢張別所村の一部落である。同部落に属するから、大体から見えていたものである。これも前にいつた福居村と北宿村との類である。其の北宿村の六騎塚を指したのは確である。「播磨名所巡覽圖會」(享和三年成、村上石田撰)に、

六騎武者塚。(豆崎村の西驛道の傍にあり。里俗喧嘩塚といふ。)延元元年、足利尊氏九州より責上りし時、脇屋義助播磨へ引かれしに、兒島備後守範長、子息三郎高德、三石の南の山路を、夜もすがら越えて坂越の浦へ出づ。脇屋殿に追かんとせしが、高德さきの軍に疵を蒙りたるが、目くらくなりてければ、相知れる僧に預け置き、濱邊を打過ぎけるを、赤松が兵路を遮りければ討破り、那波より阿彌陀が宿までに十八度戦ひ、主従六騎に討なされ、辻堂に入て自害しけり。赤松が勢の大勢宇野彌左衛門次郎重氏といふ者、葬禮して遺骨を故郷へ送りし事太平記に見わたり。播磨記に備後三郎高德の墓といふは誤り也。

とある。豆崎村は、北宿村の東に在つて現今の阿彌陀村の東端である。これも其の隣接地から見えていた事で、矢張北宿村の六騎塚をいつた事は明確なものである。以上列擧した所は、何れも皆徳川時代のものばかりであるが、明治維新以後のものでは、岡山藩儒石坂堅壯が、曩に「兒島誌」(明治元年刊)と題し、後其の増補改題せる「兒島備州補傳」(明治十二年十月成。全十三年九月刊)の中に、前掲「播州風土記」卷十三の文を引き、其の後に自己の目撃せる所を述べて曰はく、

秋朗云。余戊辰春、姫路の役に従ふ。一日豆崎村を過るに、村西七八町を距所に、範長公の墓あり。石碑に、嘉永年中新に造立せしと見わて高さ五尺計横三尺計にて龜の負ひたる碑なり。表に楷書に

て、備後守兒島君墓と大字に書せり。裏面に、左和田某建之とあり。福居村の東、豆崎村の西、往還の北の方なり。播州風土記に、所謂六騎に打なされ福居村の辻堂に入て亡びけるといふ是なり。今土人號して六騎塚といふ。(上十四丁)

とある。然るに同書に備前國邑久郡和田村和田氏系圖に據て、範長の事蹟を記して居る中に、

延元元年。熊山之役。與_二其族_一。欲_二拒_二賊軍_一。東上者。不_レ成。乃_以其族八十三人。潛東行。蓋高德重傷_レ不能_レ從也。途遇_二赤松氏軍_一。一族盡戰死于_二播磨阿彌陀驛_一。(下七丁オ)

とあつて、前後両文矛盾の書き方であるが、前のは著者の意見で、後のは只和田氏系圖の文を引用したに過ぎぬものと考へる。明治三十六年四月手記して「印南郡誌」(明治三十九年三月刊兵庫縣印南郡教育會撰)に載せた庭山武正翁の「備後守兒島範長墓所並に自害の地考」には、「増補播陽里翁説」、「播磨鑑」、「古跡便覽」、「播陽萬綱目」、「姫路志」等を引用して論述し、最後に、

六騎塚の故事は、然る類ならず。元より古老の傳ありて、其を取りて記せる上に、今現に除地としてあるも、おぼろげならず聞ゆるをや。太平記の阿彌陀宿の辻堂とあるにいさゝか叶はぬに似たれど、大方土地のすがたは、或は廣く、或は狭く、或は西に遷り、或は東に變るなど、久しきを經る程には、如何様にも沿革るものなれば、今の阿彌陀村の名につきて其處と限りてかたくなに談むべき

に非ざるべし。又北宿といふ名をおもふに、阿彌陀宿の北宿なりけんも知るべからず。然れば、今一つの確證なき限りは、或人の説に随ひがたくなんおぼゆる。

と言はれて居る。又此「印南郡誌」の名勝舊跡由緒部に、

六騎武者塚 (舊跡) 阿彌陀村

舊北宿村の東路傍にあり。兒島範長主従戦死の古跡にして、俗に喧嘩塚と呼ぶ。

と明記し、尙頼山陽の咏詩を添へて居る。文中阿彌陀村とあるは、別所村の誤植である事云ふ迄もない。中村徳五郎氏は、其の著「兒島高德」(明治四十三年四月刊)に、範長の奮戦自刃の状を記し、最後に於て下の如くいつて居る。

一戦は一戦より其の數を減じ、血戦十八合にして、阿彌陀カ驛舊稱を北之原といふに至れば、殘る所主従僅に六騎に過ぎず。曰く、和田備後守三宅範長、曰く、和田四郎範家、今木太郎範季、今木次郎範仲、中西四郎範顯、松崎彦四郎範氏はなり。(太平記、三河諸系譜、兒島氏系譜。)或は曰く、大富太郎幸範を加へて七騎なりと。(播州風土記、)(針磨志。)(中略)既にして、敵の追撃甚急なり。範長終に其の進退を失ひ、乃ち路傍の辻堂に入りて自刃す。時に年六十二。從士皆之に殉す。或は曰く、範家獨り其の生を全うするを得たりと。(太平記、)(同理畫抄)此の時、義貞、義助恰も賀古川にあり。範長之を知らず、終に其の死を、決す

るに至る。後ち楠木正成之を聞き、哀悼して措かざりしと云ふ。(太平記評判、)(秘傳理盡抄)

辻堂は赤穂郡福居村にあり。(播州風土記、針磨志、)又曰く印南郡北宿村なり。(三河諸系譜、中山家樹手記、兒島氏系譜。)

(一九〇一—一九一頁)
とある。赤穂郡とあるのは、蓋し印南郡の誤りである。前掲「播州風土記」を引用した時に述べた如く、福居村は北宿村の西に隣つた所で、大體同地とも見られるから、斯くいつたものであらう。次に高濱信民氏が、先に「鷺城新聞」(大正元年八月分)に、「疑問の兒島範長墳墓」と題して掲載し、後に其の文を増訂修正して、「播磨史談會誌」第五號(大正元年十二月刊)に、「世の疑問に係る兒島範長墳墓調査の記」として其の所見を公にせる中にも、

(前略)其憑據に足るとは、今北宿村に屬する土地にして、從來より六騎塚と、又は喧嘩地蔵とも稱する地、嘉永三年、同村澤田清左衛門範一の建設に係る墓表、彼の頼山陽が山陽道上大書碑を誦ひたる詩律は、此碑を指したるもの也。其存在せる二個の石佛を見て、七百年若しくは一千年以上の物たるは、如何なる凡眼にも映する處、猶古言の傳ふ處に仍れば、二間四面地藏堂其外一二付屬建造物も、五六十年前迄は、其形斗存在せりと云ひ、現時尙ほ櫟樹の存する、是亦其を年曆詳知する能はざるも、六七百年以前の物たる事は疑はざる處なり。右土地に對する單に口碑傳説のみにて、

彼の太平記にある六騎終焉の地なる事は疑ふべき餘地なからん。唯阿彌陀の宿と太平記に明記せるも、實際阿彌陀村にあらざるの一事なれ共、太平記の筆者の誤認とするの外なからん。其附近知名の名稱を取るは、古今は一轍にして深く怪しむに足らざるを知る。現時鐵道沿線の各停車場は如何。豈思はざるの甚しきや。又古來該地を稱して喧嘩地蔵と云ふ。喧嘩とは、文字上より云ふ時は、言語上に止まるも、事實際喧嘩とは、腕力以上争鬪を意味するを以て、六騎が敵勢の追従力盡き止むなく、茲に自刃を遂げたるより、喧嘩を其土地に冠し、傍に地蔵佛の在るより、誰言と無く、其後喧嘩地蔵と稱するに到りたるものならん。併し尋常名もなきものか争鬪せしめて、其名を後世に残すべきものに非らざるも、兒島範長の辻堂に入て終焉を遂げたればこそ、喧嘩地蔵とも六騎塚とも稱するに至り。

といつて居る。又橋本政次氏は、「郷土史話兒島高德」を草して「鷲城新聞」(大正五年八月)に連載したが、其の中に太平記以下諸種の史籍地誌を引用して、範長終焉地を、北宿村六騎塚として居るのである。氏は曰く、

按ずるに、北宿村の地蔵尊の安置してある地を、古來六騎塚と稱して來たことは、播磨鑑、播陽里翁説、播州名所巡覽圖繪等によつて明かである。此の地蔵尊を、喧嘩佛若くは喧嘩塚と稱する所以は、

播磨鑑に「今に碑にても打ば、忽其友達同士何事もなきに俄にけんくわすと云。現證偽ならずとかや。」とあつて、夫の範長主従が官軍の追手と戦ひ、力盡きて遂に自害するに至つた事實が、斯かる傳説の間に傳へられてゐるものではないか。又今に遺つてゐる地形によつても、辻堂の在つたのは、此處であらうと云ふ想像は著く。太平記に、所謂阿彌陀宿の邊と云ふのも、此邊を指して云へぬことはない。殊に北宿と云ふのも、阿彌陀宿の北宿と云ふ義かとも思はれる。そればかりでなく、此の邊の地字に、「崩れ堂」と云ふ地字が遺つてゐるのは、最も有力な證據とすべきである。蓋し辻堂の崩れ堂であること知るべきである。それに此地が古來餘地になつてゐたことも、建碑上願書によつて知るべきである。此の「崩れ堂」の地、字辻堂の跡と思はれる地形、及び喧嘩地蔵等の遺物と、播磨鑑、播陽里翁説、播州名所巡覽圖繪等の記録とを對照すれば、蓋し思ひ半ばに過ぐるものがあるらう。

と。以上十有餘種の史籍地誌に載せてある所を見ても、北宿村の六騎塚が、範長の終焉地である事は明かな事實で、毫も疑ふべき餘地が無いのである。況んや今より五六十年前まで、辻堂もあつたといふ事である。然るに、近年、其の真相を譯つて太平記に見わた阿彌陀が宿のあたりの辻堂を以て、今日の阿彌陀村大日寺とし、この大日寺を範長の自害した終焉地とし、又同寺境内の一大五輪塔を以

て、其の墳墓となす様になつたのである。自分は大日寺は範長の終焉に關して毫も何等關係を有せず。況んや其の寺内の五輪塔を以て、範長の墳墓となすは、全然誤謬であつて、一の臆斷を以て指定せられたものであると信するのである。此の事については更に次節に詳論しよう。

四 墳墓地

範長の墳墓地は、終焉地と同じく、印南郡別所村北宿の六騎塚である。今其の考證を下に示さう。

根本史料たる「太平記」には、範長死後の事については、只「備後守をば葬禮懇に取沙汰して、遺骨を故郷へぞ送りける。」と記してあるのみで、聊明瞭を缺くのであるが、「播磨事始経歴考」には、前章戦歿地の條に引用した如く其の戰場門に、

兒島備後守範長戦死跡。 備後三郎高德ノ父。

尊氏多勢ニ成、西國ヨリ攻上ル時、義貞兵庫へ引。其時和田備後守範長、印南郡阿彌陀ノ宿ノ辻堂ニテ切腹。一族多ク討死。其墳此宿ニ在。

と見え、又同書舊跡門には、

備後三郎高德之墓。 今福居村ノ辻堂此所ニテ自害セシヨシ不審。高德ハ、太平記三十卷ノ後迄存命ナリ。父備後守範長阿彌陀カ宿ノ自害ニ取紛セルカ。

とある。此の二文に依つて考へても、六騎塚が戦死した土地で、又其の墳墓地であることは明かである。福居村といつて居るのは、前にも述べた如く、北宿村と福居村とは、東西に隣接した所であるから、斯くいつたものである。別に遠く隔つた別天地ではない。共に今日別所村の一部落で、近接した所である。只同じ所を部落の東西から見、いつたに過ぎぬのである。北宿村を福居村といつて居るのは、此の他にもあるが、それは皆此の譯である。何も疑ふべき事では無いのである。一寸茲に其の事を述べて置くのである。又「増補播陽里翁説」印南郡小林村(現今の別所村小林)佛心寺の古墳につきて記せる條中に、

考ふるに、太平記に備後三郎の親、那波より落來り、殘黨六騎阿彌陀が宿の辻堂に入て自害す。今往還端に、六騎武者とて石の地蔵の塚あり。此等の塚也。

といつて、六騎塚を以て範長以下の墳墓として居る。「播磨鑑」「播磨州輿地通志」「播磨名所巡覽圖會」等にも、前章戦歿地の所に引用した如く、六騎塚を以て墳墓といつて居るのである。以上は、徳川時代のものであるが、明治維新以後のものでも、「兒島備州補傳」にも、著者石坂堅壯が自身目撃した所を

記して、北宿村六騎塚を以て其の墳墓として居る。こは亦前に掲載した通である。庭山武正翁の「備後守兒島範長墓所並に自害の地考」にも、其の最初に、

兒島範長主の墓所は、本國印南郡北宿村の官道の北側にありて、俗に六騎塚とも、喧嘩地藏とも稱へる、實に夫に相違あるまじきなり。

と述べて居る。又近くは滑川友市氏は、「鷲城新聞」(明治四十五年七月)、「大正元年八月」に、「誤れる範長の墳墓」を連載して、

印南郡別所村の内北宿にある六騎塚を以て、範長墳墓としての確なるを知るに至れり。

と述べ。詳細其の所信を公にして居るし、又七峰外史の「六騎武者塚」(鷲城新聞、大正元年九月分)にも、其の最初に「範長の墓」と題して、

印南郡別所村の内北宿村に在る六騎塚が、兒島範長の墳墓であるてふことは、過般來種戸の滑川君や、姫路の高濱君などが喧ましく謂つてゐられたことで、自分もいろいろの古書や、記録などを綜合して、六騎武者塚が、範長の墓であることは合點した次第である。

自分は、曾て滑川君の鷲城新聞に寄稿された「誤れる範長の墳墓」を通讀した一人であるが、同文の部分的賛否は、兎に角として、大體に於て、六騎塚が範長の墓たることは同感である。

と述べ、嘉永年間左和田範一の六騎塚建碑の次第を詳述して居るのである。加之和田氏の後裔で、現に連綿として北宿村に居住して居る澤田家、而も彼の六騎塚建碑者左和田範一の嫡孫である澤田豊吉氏の系譜にも範長の條に、

範長 勅從五位下
號和田備後守
於官方抽軍功了。

就中、延元元年、息高德與新田義貞志合、於備前揚義兵、遠國之親族者、不催招、近邊之親族凡馳集者二百餘騎。事及遲々、而相圖之時相違、急登熊山、敵中陣見。干時三石舟坂之勢共開之、大軍、以先登攻熊山。此時高德小勢ヲ七、道ニ差分、防四方之敵之處、竟ニ及敗北。高德右之眼、上ヲ被射相伏之處、敵二人走寄欲取首。干時範氏、範家馳合、二人敵ヲ追拂。高德ヲ介抱入本堂疵甚。依痛目昏、既悶絶。父範長差寄枕下、大ニ令耻之。高德聞之、忽蘇生シ了。自夫主從十七騎、取圍タル敵ヲ掛散シ、長坂、福岡迄引退ク。又新田勢モ足利尊氏、直義之大軍攝津邊迄引退之由ヲ聞、五月十八日夜、三石ヲ引退。路程悉敵地也。此所之艱難不盡書可察之。範長主從十一騎、以自跡襲來、敵ヲ懸散、那波、阿彌陀宿迄凡十八九度相戰ツ、引退也。殘、從者終ニ島二郎大尉胤行、一九八郎、福岡百足太郎長時也。就中長時者武勇超萬人、又早道之達者也。去年 南帝有御感、可稱百足太郎之由、御直ニ有勅定、名譽之郎等

也。惜哉是等悉討死シケリケル。今ヲ際ト於辻堂前、範長、始範顯、範秀、範仲、範氏等討死。範家、幸宇野重氏範家妹ムコ也介抱之助命。依之範長始一類等、死骸ヲ懸ニ葬路傍、住此所。竊ニ待時到也。委在記也。

延元元年五月十九日自害。

法名 高明寺長山禪門。

と記してある。「範長始一類等死骸ヲ懸ニ葬路傍、住此所。竊ニ待時到也。」とあるのは、明かに六騎塚である證據である。又同家系譜範家の條にも、

範家 和田五郎

在官方抽軍忠也。

延元元年五月十九日五人殉死之處、宇野重氏カ依戀志全命。而彼祖父範長并一族葬死骸、而住其邊、待時之到、後參 吉野帝。

永徳元年三月五日死七十歳。

とある。「彼祖父範長并一族葬死骸、而住其邊。」とあるのは、亦一證となすに足るものである。

以上述べた如く範長の墳墓地としては、北宿村の六騎塚を以て其の處とすべきは明かな事實で、毫

も疑を挿む餘地がないのである。加之同所附近の口碑傳説に依つても、今日尙これを唱へて居るし、又「播磨鑑」や其の他に見えて居る喧嘩佛、喧嘩地藏の傳説は、また一面には、範長時代の戦闘を語るものであると信するのである。

範長には、明治十六年八月六日從四位、明治三十六年十一月十三日更に正四位に陞叙の贈位があつたが、此の十六年初叙の時其の贈位の位記を、兵庫縣に送られた。然るに當時範長の墳墓については、未だ定まつて居なかつたので、爾來之が捜査に勉める事二年半に亘つて、遂に十九年一月二十八日時の兵庫縣令内海忠勝氏から、内務大臣へ稟申の末、同年二月十日を以て、印南郡阿彌陀村大日寺境内の五輪塔を範長の墳墓と公認せられるに至つたのである。此の公認の徑路については、別に次章に詳しく述べる所があるから、それに譲るが、只茲に自分は此の大日寺境内の五輪塔について、聊異見を述べる事とする。

範長に贈位のあつた事は、庶民の均しく感佩する處である。然し一たび兵庫縣令内海忠勝氏が、阿彌陀村大日寺境内に存在する五輪塔を以て、範長の墳墓と定めて之を公認するや、世人は事の意外なのに驚き、圖らずも、史家の問題となつて、一時議論が沸騰した。學者は擧つて此の公認に向つて、大に非難を加へたのである。今自分も、亦此の公認には遺憾ながら、反對の意見を持つる者である。大

日寺境内の五輪塔は、何等範長と關係あるものでなく、又毫もそれに関する口碑傳説を有するものでも無い。此の五輪塔は寺院再建の記念塔に外ならぬものであると信ずるのである。下に自分の所見をいほう。

其の大日寺及境内の五輪塔につきて、古書に見て居る所を抄録して見よう。即「増補播陽里翁説」には、

一 阿彌陀が宿大日寺に古き五輪あり。文字は左の通。

右

曆應五季三月九日敬白。月日少し見れ兼ぬ。三月九日か。

左

庶諸衆等、左の方の文字、何とも見れ難し。考ふるに、是備後守の石塔か。建武三年より七年の後に當る。追て考ふべし。右五輪の傍に石の阿彌陀佛あり。天(著者云。永ノ誤也)正二年七月二日とあり。と見れて居る。「播磨鑑」には、

○岩尾山大日寺 淨土宗 在西阿彌陀宿村

板倉侯證文 寺領二石

此寺、往昔眞言宗ニテ、牛堂山ノ東院ニシテ、本尊大日如來也。兵亂ノ世、諸寺院炎燒シ、大破ニ及フノ時、當寺モ破壊シ、其後時光寺ノ末寺ト成ル。

此寺ニ古キ五輪アリ。年號如左。

右 曆應五季三月九日敬白。(月日ハ少シ見へ兼ヌ。併三月九日ナラン。)

左 庶諸衆等。左ノ方ノ文字讀ミカタシ。

考之、是備後守ノ石塔ナル歟。建武三年ヨリ七年ニ當ル也。事ハ舊記ノ部六騎武者ノ所ニ有之。可
行見也。

とあつて、「増補播陽里翁説」と同様の文である。又「播磨州輿地通志」古蹟陵墓部に、

大日寺古墳。

五輪塔。其ノ銘字溼滅僅ニ存ニ數字。曰ク曆應五年三月九日敬白。十字。其佗不可解讀。相傳。追ニ祭ス
小幡備前ノ守範長。事見ニ下文。

と見れ、同書佛刹部には、

岩尾山大日寺 在阿彌陀宿。寺領二石。往古國分寺東院也云。今則爲時光寺末派。淨土宗也。兒島
備後守古墳有之。事詳古蹟部。

ごある。「播磨名所巡覽圖會」には、

岩尾山大日寺。西あみだの宿にあり。

本尊、大日如來。眞言宗。むかし國分寺の東院也。兵火に亡びて、後再建有。時光寺の末ご成る。此寺荒廢の時の事にや。別所長治の幕下、蔭山左近寓居せしごぞ。是を大日山の構ごいふ。

五輪塔。年號、曆應五年三月也。外に四字有。刻字明かならず。衆等の二字計見へたり。若是、兒島備後守範長の墓なるか。建武三年、此地に自害の事太平記にみへたり。

ごある。「姫路志」には、

岩尾山大日寺。淨土宗。本寺は時光寺。西阿彌陀宿村。伊賀守板倉侯證文、式部大輔松平侯の添狀あり。寺領一石八斗。昔は眞言宗にて、牛堂山の東院にして、本尊大日如來也。兵亂に炎上し、其後時光寺の末寺ごなる。

此寺に古き五輪あり。文字左の如し。

右 曆應五年○月○日敬白。

月日見わわかず。三月九日に似たり。

左 ○○○○。

左の文字分明ならず。唐楷衆等に似たり。

考ふるに、備前の守(兒島高德の父)の塔なるか。

ごあつて、各古書の記載は、皆殆んど同一で、何れも大日寺を國分寺の東院ごとし、又五輪塔を範長の墓なるかと疑つてある。決して斷定はして居ないのである。この點は特に注意すべき所である。又近くは「印南郡誌」の寺院縁起部に、

淨土宗西山派時光寺末。大日寺。阿彌陀村ノ内阿彌陀村。

一本尊。大日。

一緣由。創建分明ならず。昔は眞言宗にて、牛堂山國分寺の東院なりしが、天正年間豊臣氏の兵火に罹りて焼亡し、慶長年間、益三大徳之を再興して、淨土宗ごとし、本村時光寺の末寺ごす。

ごとし。同書城趾戰跡事變部には、

兒島範長之墳墓。

阿彌陀村大日寺の境内に、五輪の塔あり。古より備後守兒島範長の墳墓なりと云ひ傳へしが、其筋にて徵證の上、明治十九年二月十八日を以て、いよく範長の墳墓ご定められたり。塔の基石に、曆應五年三月九日敬白、一結講衆等の文字あり。其他の文字磨滅して見えず。明治二十七年有志の徒

相謀り、公の忠魂を慰むるが爲に、一大記念碑を建設せんとせしが、故ありて果さざりき。

と記し、其の「碑記稿」や、「太平記」の文などを記して居る。又同書名勝舊跡由緒部にも、「兒島範長の墳墓」として同意の文が見えて居るのである。此の書は印南郡教育會刊行であるから、斯くいって居るのであるが、同書同部の六騎武者塚の條には、前にもいつた如く別所村を阿彌陀村と誤つて記し、六騎武者塚（舊跡）阿彌陀村

舊北宿村の東路傍にあり。兒島範長主従戦死の古跡にして、俗に喧嘩塚と呼ぶ。

と述べ、頼山陽の詠詩を附記して居ながら、一方同書城趾、戦跡事變部には、更に、

六騎塚。

別所村内北宿村國道の北側にあり。兒島範長主従六騎の塚なりと云ひ傳ふれども、今は塚と認むべきものなし。一大碑あり。表面には、備後守兒島君墓。裏面には、嘉永三庚戌年五月十九日左和田清左衛門範一建之とあり。

と記し、次に庭山武正翁の「備後守兒島範長墓所並に自害の地考」や、佛心寺の舊記などを附記して、聊疑を残し、前後矛盾した様な書き方をして居る。尙「増訂印南郡誌」には、寺院篇に於て、

岩尾山大日寺。阿彌陀村。

宗派。淨土宗西山派。時光寺末。

本尊。阿彌陀如來。

當寺は、天平の創立にして、往古は播磨國分寺の東院たりし也。則ち同寺の舊記に、

聖武天皇、當國の國分寺を、當寺に定め給ふ。(中略)南大門は、本堂より二十町下の三野の二階堂是也。本尊藥師如來。長廻樓あり。奥の院は、八重畑の長谷、本尊觀音也。東院は、阿彌陀の宿大日山是也。本尊大日、藥師二尊也。西院は市府にあり。本尊藥師如來也。

と見たり。其後度々の兵火に罹り、漸次衰頽して、殆んど廢絶に至らんとせし折柄、慶長中、益三大德(寛文七年十一月四日寂)淨土宗に轉し、國分寺を離れて、時光寺末となり、堂宇を再興し、舊來の大日如來を、本尊に安置せり。元和五年閏十月板倉伊賀守殿黒印を以て、本郡いの子丸の地一反並に山林竹木を寄附せられ、永世の寺領とす。以來淨土宗西山派として、現時の住職まで二十世を経たり。

と見えて居る。又同書名跡篇に於て同寺内五輪塔について、

範長の墳墓。

阿彌陀村大日寺の境内に、曆應五年二月の銘ある古き五輪あり。延元元年、此地に戦死せし兒島備

後守範長の墳墓なりとて、明治十九年二月其筋より公認せられたり。

と記し。其の「公認手續關係書類」や、建設未遂となつた龜山雲平翁の「碑記稿」などを附記して居るが、又一方に同書同篇六騎塚の條には、

六騎塚。

六騎塚。俗に喧喧塚といふ。北宿村なる往還の北側にあり。大なる櫟の古木の下に、二畝歩許の墓地ありて、石疊敷きたる中央九坪の中に、備後守兒島君墓と表記し、嘉永三庚戌年五月十九日左和田清左衛門範一と裏記せる總長十尺許の一大石碑を立つ。而してその後、二個の古佛を置き、その中間に小なる標石を立て、一石一字の文を刻せり。範長戦死の地は、大日寺に非ずしてこの六騎塚なるべしといふ。

と見て居る。この次に頼山陽の咏詩、庭山武正翁の論文、滑川友市氏の論文の要領を、現存の六騎塚建碑次第などを附記して居る。印南郡役所刊行の本書にさへ、斯く範長戦死の地は、大日寺に非ずして、この六騎塚なるべしといふと疑を存して居る。前後両郡誌共に斯る書き方をして居る所は、吾々の大に注目すべき點であると考へる。

大日寺の縁起や、其の境内五輪塔につきての記載は、以上掲げた通、何れの典籍も同じ様な事と

ある。

國分寺は、聖武天皇の御宇、日本全國に亘つて國毎に置かれた寺で、規模の壯大、輪奐の美觀は、全國寺院の權威たるものがあつたのである。それで我播磨國の國分寺、即ち牛堂山國分寺なども、「播磨鑑」同寺縁起由緒書抜の中にも、

聖武天皇當國之國分寺ニ當寺ヲ建テ給フ。寺裡廣大也。南大門ヨリ奥ノ院マデ南北二里餘也。東院、西院ノ東西六十町也。(中略)南大門ハ、本堂ヨリ二十町下ノ見野村ノ二階堂ト云是也。本尊藥師如來也。長廻樓有リト云。奥ノ院ハ、八重畑村ノ長谷即本尊觀音也。東院ハ、阿彌陀宿村大日山是也。本尊大日如來也。西院ハ、市府(市ノ鄉村)ニ有。本尊藥師如來也。

とあつて、今日の飾磨、印南兩郡へ跨つた一大寺院であつたのである。其の宏壯なることは、實に瞻仰すべきである。尤も時代の變移と共に、漸次頽壞に赴き、現今では至つて狭小なものとなつて居るが、尙今日昔時の偉觀は其の遺趾でも偲はれるものがある。印南郡阿彌陀村の岩尾山大日寺は、此の國分寺の東院とあれば、往古は宏壯な建物であつたことは推知せられるのである。それで此の大日寺を、「太平記」に見ゆる辻堂に擬するは、畢竟「太平記」の本文「阿彌陀が宿の邊」に拘泥するからである。而も其の本文も「阿彌陀が宿の邊」とあるから見れば、強ち今日の阿彌陀村のみに限定することは出来

の譯である。世上或一派の人々が、「太平記」本文の辻堂を以て、此の大日寺に擬するのは、其の眞を認つたものであることは明かであらうと思ふ。「太平記」本文の辻堂が、北宿村六騎塚に在つたことは、前に數多引用して記した如く、殆んど疑ふべき餘地がない。この故に、自分は大日寺を以て、辻堂とするには、到底同意が出来ぬのである。殊に滑川友市氏が、「誤れる範長の墳墓」の最終に、

此塚、古來より六騎塚と云ひ、塚の在る所を、字崩堂と云ふ。辻堂の崩れ堂なるや言を俟たざるべし。今一碑を建て、備後守兒島君之墓と表し、裏に嘉永三庚戌年五月十九日左和田清左衛門範一建之とあり。石碑の後に、二個の古佛像あり。これ範長討死前の古物にして、古色蒼然、古への辻堂にありしものなるべし。

(前略)然しながら、六騎塚と云ひ、崩堂と云ひ、又村の口碑より徴するも、範長の墳墓の北宿なる六騎塚なるは必然なり。

要之に、大日寺の石塔にある北朝年號を剥せるは、甚怪しむ可く、範長死後七年世を忍びてまでも、郷里ならぬ此地に、かゝる一丈の大石塔を築く要如何であらん。況んや碑面文字が作寺の記念塔なるを語るに於てをや。

更には、又天平の創立、國分寺の東院と稱されたる大日寺の、如何で辻堂たることやある。反して北宿村六騎塚は、近年まで一の建碑もなく、只塚上二個の石佛ありしのみ。字も崩堂と云ふは、辻堂の崩堂なるべく。之の石佛は、南朝以前の古佛にして、辻堂に安置せしものなるべし。而して塚を六騎塚と云ふより見るも、範長主従六騎の討死したるは、此處なること必然也。

即、遺骨を郷里送るとあるは、胴を此處に埋め、首は郷里に送りしなるべし。他日贈位祭典等行はるゝ時は、この六騎塚に報告せんこと至當と云ふべし。

と論定せられたのは、實に吾が意を得たものである。

大日寺境内の五輪塔に對しても、自分は亦庭山翁や、滑川氏と同じく、反對の意見を有する者である。既に前に引用した古書の記載及び先進の所論を以ても、明かなる如く、何れも皆疑念を挿んだ説ばかりである。毫も斷定的のものはない。已に庭山武正翁は「備後守兒島範長墓所並に自害の地考」に於て、

兒島範長主の墓所は、本國印南郡北宿村の官道の北側にありて、俗に六騎塚とも、喧嘩地藏とも稱へる、實に夫に相違あるまじき也。

と最初に斷言し、「増補播陽里翁説」、「播磨鑑」、「古跡便覽」等を引用し、更に大日寺五輪塔を範長の墓なりと云ふ説に對して、

そもく如何なる確證ありていへるにか、いぶかし。

とて、「播陽増補里翁説」、「播陽萬綱目」、「姫路志」等に備前守(高德の父)の塔なるかどある文を引き、此は太平記に、阿彌陀宿の辻堂とあると、曆應の年號の古きとによりて、記者のおしあてに考へ記せるなれば、うけはりて證據とすべきにあらず。

と駁撃せられて居る。又滑川友市氏は、「誤れる範長の墳墓」に、

範長は飽くまで南朝の爲盡したるものなるに、其五輪塔の地輪に、北朝の年號あるは、甚怪しむべき極。又戦死後七年故郷ならぬ播磨の如き僻地に、かゝる一丈の大石塔の築く要如何であらん。地輪左方にある文字を、草分け土掘りて精査せよ。古書講衆の二字の外見すもあるも、よくく精究せば、一結講衆作寺とあり。これ範長戦時、此寺兵燹の見舞ふ所となり、其後再建せし記念塔なるは、塔面の文字を以て明か也。斯る分明の大五輪を指して、誰か範長の墳墓とすべき。これ範長墳墓の誤りなるを證する一大徵證たるべし。

と喝破せられて居る。氏の「地輪左方にある文字を、草分け土掘りて精査せよ」の一句、寔に至言といふべきである。大日寺の五輪塔を研究するには、先づ此の五輪塔の文字を精査せねばならぬのである。此の文字こそ、千歳の疑問を氷解する唯一のものであらねばならぬ。此の文字さへ判明すれば、墳墓

に關する疑義も、全く釋然として解決出来るのである。されば古人も此の文字に最も注目した様である。

古人は此の文字を、如何に讀んだか。「播陽増補里翁説」、「姫路志」には、
唐諸衆等

とあり。「播磨鑑」には、

唐諸衆等

と見ゆ。「播磨州輿地通志」には、

五輪塔。其銘字湮滅。僅存數字。曰曆應五年三月九日敬白。十字。其佗不可解讀。

と記し、「播磨名所巡覽圖會」には、

五輪塔。年號、曆應五年三月也。外ニ四字有。刻字明かならず。衆等の二字計見へたり。

とあつて、各異つて居る。一致したものは無い。更に近代の人は、如何に讀んだかといふに、龜山雲平翁の「碑記稿」には、

一結講衆等

と記し、滑川友市氏の「誤れる範長の墳墓」には、

と読み、三木藤次氏の史蹟踏査記「播南一瞥」(鷲城新聞、大正三年五月—六月所載)大日寺の條に、問題の五輪は、本堂の南の入口に見ゆる。總高さ約一丈。文字は下の大きな臺石に刻みつけられてゐる。向つて右側の字は、はつきり「曆應五年二月九日敬白。」三月九日と読んで居る者も無いではないが、自分は二月九日と讀んだ。と讀めるが、左側の字は、問題になるだけ、それだけ讀み悪い。滑川氏は、「一結講衆作寺」と讀んでゐるが、此は大分苦しい讀み方である。かといつて「鑑」や「里翁説」のやうに、「厝諸衆等」、「厝借衆等」とつばな讀方もしたくはない。何方かといへば、ただしも滑川氏の方が正確に近からうか。自分は一結講まではよく讀めたが、其下の字衆と讀めば作がなくなるし、作寺と讀めば、其の上の字が血になつてしまふし、何うもい、工合に讀めなかつた。とあつて、これまた同一でない。自分は此の刻字につきて、次の如く信ずるのである。

大正二年夏、大日寺五輪塔の周圍に玉垣を築いた時、此の塔の苔生したのを、清淨に洗つたが、其の結果、從來讀方に困難であつた刻字が、明かに讀み得られる様になつた。自分は明かに、「一結講血作寺」と讀み得たのである。これで從來の難問題は、全く氷解出來ると信ずる。この「一結講血作寺」の文字は、滑川氏も已にいはれた如く、寺院再建の記念塔である事は確かであるが、然し自分は氏の所説

の如く、範長戦時兵燹に罹つたので、其の後再建した記念塔であるか、どうかは知らぬ。只曆應年間の寺院再建記念塔である事は確かであると斷言する。又此の「一結講血作寺」の意義については、自分は「一結講衆作寺」の義で血は衆の略字であるか、或は講血は、講契の義で、組合講社の意であるかであるらうと考へるのである。自分の學友京都帝國大學助教文學士今西龍君と一日此の事を話し合つたが、其の折、氏は自分の説を補足して、

血の一字は、講衆の衆字の省文であるか、或は又講血は講契の意で、朝鮮では、契又は偈を組合講社の義に用ゐて居るから、講血の血は、契と同音であるため、使用されたものではないか。尤も現代の朝鮮音では、血と契とは異つて居るが、古音では同音である。

と語られたのである。今西君の説は、只自分と一場の座談に話されたもので、決して研究的のものでないのであるが、自分の説に取つて、有力の賛成者を得たと思ふので、茲に附記して置くのである。

それで、大日寺五輪塔は、決して範長の墳墓では無い。何等關係なき作寺記念塔であることが明かつたのである。況んや南朝の爲に、飽くまで盡した忠臣範長の墳墓に、北朝の年號を刻むに於てをやである、これで、愈六騎塚が、眞正の範長墳墓であることの反證が出来たといはねばならぬのである。然るに、近時橋本政次氏は、「鷲城新聞」(大正五年八月—十月)に、「郷土史話兒島高德」を連載し

て、其の中に前に引用した如く、範長の終焉地は、北宿村の六騎塚であるが、其の墳墓は、阿彌陀村大日寺五輪塔であると断定して、恰も在來兩派の折衷説のやうな説を、公にせられた。氏の所説は、下の如くである。

按ずるに「兒島備州補傳」下に、

途遇_二赤松氏軍_一。一族盡戰_二死干_三播磨阿彌陀驛_一。因葬_二範長于_三其地長日寺_一。法名一結諦等居士。

と、又中村文學士の「兒島高德」に、

範長の遺骸は、同郡阿彌陀村大日寺に葬る。墓碑あり。曆應五年三月の銘を刻す。法名一結諦等居士。

と、「兒島備州補傳」は、備前の儒者にて、「洗冤小言」を著した石阪堅壯氏の著で、其上巻は、大日本史を本文として記し、下巻、即ちこゝに引けるは、和田氏系圖を本文として記したものである。又中村文學士著「兒島高德」のこゝに引いた條には、「太平記理盡抄」、「播磨名所圖會」、「巴江神社縁起」、「兒島誌」、「田尻稻里調査録」の引用書名を擧げてあり、初めの二書には、法名の所見がないから、後の三書の何れかに據つて記したものであることが知れる。

此兩書に記した範長の法名によつて見るに、彼の五輪塔の古來難解とせられた文字は、實に範長の

法名、即ち一結諦等の文字であること疑ふべくもない。

即ち之に據つて考ふるに、大日寺の五輪塔は、實に範長の墳墓たること疑なく、「里翁説」、「播磨鑑」、「播州名所巡覽圖會」、「姫路志」等に範長の墓歟とあるのも所以ありと云ふべきである。

既にして、之等史家の據るべき諸書に、範長の墓歟とせるのみならず、こゝに五輪塔の碑銘が、範長の法名なること判然すれば、範長の墳墓なりとの斷案を下すも、敢て差支はないのである。公認當時は、斯かる的確なる考證に據つて認定した譯ではなく、たゞ「太平記」、「大日本史」、「播陽里翁説」、「播州名所巡覽圖會」等に記された漠然たる記事と、口碑とによつて、之を範長の墓歟と認定したので、畢竟非難を招いたのであるが、然かも其の認定が、偶然にも、幸にして謬らなかつたのである。蓋し範長の忠誠神明に通じたものか。

大日寺五輪塔の碑銘が、範長の法名と判然すれば、こゝに千古の疑義は、釋然として氷解され、従つて紛々たる諸説も、雲散霧消全く一掃される譯である。彼の滑川友市氏の、「一結講兼作寺」と讀んで、「これ範長戦時此寺兵燹の見舞ふ所となり、其後再建せし記念塔なるは、塔面の文字を以て明か也」この斷定も、畢竟するに、範長の法名を知らぬ前の一笑話たるに止まるのみ。

之によつて考ふるに、南朝の忠臣の墓碑に、北朝の年號あるは怪しむべき極とされたる曆應五年の

年號も、矢張り副申書に考證された如く、當時足利家の盛んなる時にして、播磨國は尊氏の脇腹の臣赤松則村の領地であつたので、備後守の遺臣其忌諱に觸れんことを虞れて故らに北朝の年號を用ひたものと解するより外はない。

以上の如く、範長の墳墓は、全く大日寺の五輪塔に相違あるまいと推斷されるが、範長の自害した辻堂は、大日寺がそれだと云ふ確かな證拠のない限り斷定することは出来ないのみならず、北宿村の六騎塚が、辻堂の址であると云ふことは、疑ふべき餘地がないのである。乃ち私の考へる處では、終焉地と墳墓とは、別箇の地點であつて、北宿村にあつた辻堂に走り入つて自害し、其遺骸を阿彌陀村大日寺に葬つたものであらうと思ふ。

と詳述してある。橋本氏の此の説が發表せられた當時、我郷土史家中、或は千歳の疑問を氷釋したとか、或は和歌或は書簡を以て、讚美を與へ、一時郷土史界を震動せしめたのである。然し自分は此の説を讀んで、實に驚いたのである。自分は遺憾ながら異見を持する者である。今自分の意見を次に述べよう。

大日寺五輪塔の刻字を、橋本氏は「一結諦等」と讀んで、範長の法名であるといはれたが、これは意外千萬の事である。自分は前にもいつた如く、この刻字は、「一結講血作寺」の六字であつて、大日寺再

建記念塔であることを証明する文字で、範長の法名ではないと信するのである。此の刻字は數年前塔面の苔生したのを清淨に洗つた以後、明かに讀める様になつて居る。よしや範長の法名が「一結諦等居士」であるにしても、此の刻字とは一致して居ないのである。加之元來五輪塔は、其の形式種々あるが、大抵鎌倉時代から作り初められたもので、本來五輪塔には、字を書かぬことになつてゐるが、若し書けば、梵字を一字書く位であつた。尤も後世になつてから、第一輪の臺石に年號、姓名などを書く風は出來たが、南北朝時代に法名を書く風は無い様である。橋本氏は、和田氏系圖によつて書いた石坂堅壯氏の「兒島備州補傳」や、中村文學士の「兒島高德」の二書に依つて、範長の法名を「一結諦等居士」と記されたが、北宿村「澤田家系譜」には、範長の法名は、「高明寺長山禪門」とある。この差異につきての比較研究論が必要である。「兒島備州補傳」や、「兒島高德」は共に明治時代の著作である。而も後者は、前者に大部分依據した所があるから、結局は前者の一に歸すといはねばならぬ。單に一書の記事を以て、速断は考へものである。尙多くの、他の傍證が必要である。縦一書の記事にしても、確固不拔の史料が欲しいのである。加之此の南朝の大忠臣の墳墓に、何故北朝の年號を刻んだか、甚怪しむべき事である。庭山翁が、

此は太平記に、阿彌陀宿の辻堂とあると、曆應の年號の古きことによりて、記者のおしあてに考へ記

せるなれば、うけはりて證據とすべきにあらず。
といはれ、滑川氏が、

大日堂の石塔にある北朝年號を刻せるは、甚怪しむ可く、範長死後七年世を忍びてまでも、郷里ならぬ此地に、かゝる一丈の大石塔を築く要如何であらん。況んや碑面文字が作寺の記念塔なるを語るに於てをや。

といはれたのは、飽くまで南朝の爲に盡したる範長の墳墓解決について、一大斷案を與へたものといはねばならぬ。又高濱信民氏は大日寺五輪塔公認につきて、一大異論を發表せられて居る。氏は曰く、

南朝の忠臣兒島備後守範長の墳墓に付き、從來世の疑問に屬し、曩に贈位の御沙汰ありたるも、實際當局調査考證の粗雑と慎重を缺き、單に太平記に載する處に仍り、妄に想像を加へて、上申せし結果、疑問中に、贈位の典に及びたりと雖も、素より事實に於て符合せざるのみならず、單に一基の五輪塔在るを認て、之に信賴して臆説を加へたるに過ぎず。故に世の疑問は、益々其聲を高むるのみ、然りと雖も、範長父子の墳墓は、到る處に古墳あれば、範長の墳墓にあらずや、高德にあらずやと、歴史上何等關係なき土地に然り。況や阿彌陀村大日寺境内に在る五輪塔の如き、稍疑ふは理

由なきにはあらずも、印南郡長として上申する以上は、充分の考證を爲さざる可からざるに、唯太平記を丸呑にして、範長始め六騎の終焉も所謂辻堂も共に大日寺なりと爲すは、臆測も只甚だし。太平記中、阿彌陀の宿の辻堂とあるを、大日寺と推定せしも、大日寺には、古來六騎と何等關係の口碑傳説なし。單に疑問の五輪塔一基の爲に、充分證據信認するに足るべき口碑傳説と付隨の事柄の存在をも無視没却することは、余等解し能はざる處なり。(世の疑問に係る兒島範長墳墓調査の記)

と痛論せられて居るのは、亦大日寺五輪塔非認の一證とすることが出来ると思ふのである。自分は橋本氏の所説は、未だ大日寺五輪塔を實地踏査せられない爲に、斯る論斷をせられたのでは無からうかと、其の當時竊に思つて居たのである。若し橋本氏が實査せられて居たならば、一見判然する六字の刻字を読み誤られる筈は無いと考へて居たのであつた。然るに一年を経て、氏は更に「光本家古文書について」といふ兒島高德に關係の古文書に關する論文を「鷲城新聞」(大正六年五月分)に連載せられたが、其の最終に下の如くいはれて、前年自分の抱いて居た想像的中して居たのを知つたのである。橋本氏は曰く、

範長の墳墓については、阿彌陀村大日寺説と六騎塚説の兩説あつて、一時學者の間に喧しい議論が

あつた。然も學者は、擧つて六騎塚説を主張したのであるが、わたくしは大日寺の五輪を以て、範長の墳墓に相違なき断定を下した。元來大日寺の五輪は、其碑面の文字が明瞭でないので、或は「厩講衆等」と讀み、或は「厩諸衆等」と讀み、或は「厩講衆等」と讀み、或は「一結講衆等」と讀むと云ふ有様で、一として一致したものはない。滑川友市氏の如きは、これを「一結講衆作寺」と讀んで、寺院を再建した記念塔だといつたのである。然かも何ぞ知らん。此の古來難解とせられた文字こそ、實に範長の法名であつたのである。それは兒島備州補傳に範長のことを記して、「法名一結講等居士」とあるので、わたくしは此の法名を知ると共に、彼の大日寺の五輪の文字は、此の法名に相違なしと思ひ、即ち大日寺五輪を以て範長の墳墓に相違なき斷案を下し、此旨「兒島高德」に於て發表したのである。

當時わたくしは、史籍を涉獵して、此の發見をしたのであるが、未だ大日寺の五輪は實見せないのである。然るに此の程所用あつて、阿彌陀村に行つたついでに、同村松本利兵衛氏に案内を乞ふて、同寺の五輪を實見した。五輪は稍小高き所にあつて、規模壯大なまことに立派なもので、堯爾としてわたくしを迎ふるかのやうに思はれた。碑面には、果して「一結講一」等の文字があつたが、尙其間に一字「衆」の字のあるを知つた。即ち碑面には、「一結講衆等」と刻んであるのである。

按ふに範長の法名は、「一結講衆等」であつて、兒島備州補傳に「一結講等」とあるは、脱字があるものであらう。

と、橋本氏は、五輪塔實査の上で衆の一字多くあるのを發見せられたが、これは血作の二字である。又判然と碑面の刻字は「一結講血作寺」と六字に讀まれるので、決して橋本氏の讀まれた如く、「一結講衆等」とは誰の眼にも見ないのである。橋本氏は衆字の有るを氣付かれたに拘らず、正當に讀み得られなかつたのは、其の所思に捉はれた爲めであらう。誠に惜しむべき事である。

自分は大日寺の五輪塔が、範長の墳墓で無い事を詳述した。自分は郷土史籍地誌の記事、先進の説、墳墓の制式、刻字等の諸點から見て論述したのである。最早何等論究する要がないと信するのである。

只茲に附隨していつて置く事は、大日寺五輪塔の所在地から、北方約五町許の山麓(字池ノ上)に、七つ塚と稱する古墳がある。これを明治十六年贈位當時兵庫縣令から内務卿への上申中に、範長以下の墳墓なりと傳説する旨が書いてあるが、これは一見しても明かる如く、當時のものでもなく、且範長主従六騎の内和田範家一人が生存した事は、「太平記」本文にも見ゆる通りで、即ち範長以下五人の戦死者に七つ塚の在るのは、其の數からいつても、眞正のもので無い事は確かである。序であるから茲

に辯じて置く次第である。

大日寺五輪塔説の外に、尙別に一異説がある。それは六騎塚から、西南約五町の距離に在る小林村（現今別所村ノ内）佛心寺境内の五輪塔を以て、範長の墳墓にあらずやとするものである。此の説は高濱信民氏の唱道せられた所で、其は先に「鷲城新聞」（大正元年八月分）に「疑問の兒島範長墳墓」と題し掲載せしが、後に「播磨史談會誌」、第五號（大正元年十二月刊）に、「世の疑問に係る兒島範長墳墓調査の記」として、聊修正して掲載した論文に見えて居るのである。今其の説を後者に依て下に示さう。

然れば、範長始め六騎は、必ず其地（六騎塚）に埋葬せしものなる乎と云ふ時は、余は否と答ふるに躊躇せざるなり。六騎の終焉は、大日寺に非らず。必ず北宿村六騎塚の土地なるも、其死體は必ず他に埋葬せしものに相違なからん。兒島範長父子は、南朝にて知名の忠臣なれども、播磨には反對足利氏に屬す豪族赤松家の一族到る處の城郭構砦を構へて餘地なし。故に戦死の後と雖も、公然墓表を樹て、祭祠を營む如きは、到底爲し能はざる處にして、多くは隱然人しらぬ山林、寺院に葬り、五輪塔を建て、單に梵字を刻し、其何人の墓たるを知り得難く裝ふ。當時戦國時代には、怨恨ある敵將の墳墓は、相互に發掘し、死後に於て汚辱を加ふる舉動とせざるより、五輪塔を用ゆ。五輪塔

は佛門に入たるの證と見るべき故、假令怨恨ある人の墳墓なる事を知れるも、五輪塔を建たる以上は、終に發掘の汚辱を免るを得ると云ふは、戦國時代の英雄豪傑は、概ね佛法を信仰せり。故に此習慣あると、一は武士道の徳義を守るの一端と見らるべし。以上の理由より、余は北宿阿彌陀の附近に、必ず六騎の塚、所謂範長の墳墓勿る可からずと思惟せしに、或書を繙讀中、小林村佛心寺中に、古墳有と、仍て八月十六日（大正元年）同地に到り、佛心寺留守居に案内を請ひたるに、快諾指導を以て見たり。現今は畑地に通ずる徑畔に接する地なるも、往時は一體佛心寺の境内に屬せしと、該寺の零落に隨ひ、漸次境内の地を縮小せられ、田畑に開墾して現在の有様に立到りしものとは、案内者の説明に、余も事實に認む。莖荊蕪中に埋没せる五輪塔一基、東面高さ凡五尺、古色糊すべし。四周に只梵字を深刻する外、普通字は更に無し。又佛心寺には範長に對して、何等關係の口碑傳説共になし。右五輪塔の傍らに頗る古き（俗にシャシャキ）樹一株あり。他に近世他より移せしと云ふ墓表五基存在するも、何等關係あるにあらず。此五輪塔こそ、世の疑問の範長の墳墓ならんと想像せらる。終焉の地たる六騎塚より、西南四五町の距離中に在り。尙佛心寺境内松樹の下莖の中に一の石棺ありと云ふ。個は「播磨鑑」に明記あるものにして、徑畔とあるも、事實佛心寺境内に屬し、五六年以前再度發掘し、内部迄調べたるも、何一物勿りしと云ふ。而して其石棺も長五尺に幅二尺五

寸高二尺餘りにして、誠に完全なる石棺なるも、文字等の彫刻なし。一旦發掘して、又元の如く其所に埋めたりとは、指導者の傳ふ處。「播磨鑑」には、時光寺開基の曾祖多田滿仲の石棺なりと云傳ふ云々。素より滿仲の墳墓に非らざるは勿論なれ共、範長の墳墓にもあらざるべし。何となれば斯る急劇の場合完全なる石棺を造るの餘裕あらん。或は時光寺の開基上人の墓にはあらざる乎。佛心寺は時光寺の末寺なればなり。右五輪塔の主人故松崎備前守の墓には非らざるか。故人既に疑を存す。松崎備前守と云ふは、範長の從者にして則六騎の一人なり。旁余は範長の墳墓として充分考證すべき價値あるものとして、此意見を表白す。

と論述せられて居るのである。佛心寺の古墳を以て斯る疑を抱いて居るものは、已に以前から有る。今古書から抄出して示さう。

「播磨増補里翁説」に、

小林村佛心寺の境内に、古き五輪あり。里人滿仲の石塔と申傳ふ。此五輪の四五間東に、農田道の土手あり。此土手を佛心寺の鎮守と、昔より言習はせり。正月歳の頭に、此所にも勝を供ゆ。此十二年以前延享元年の頃、此土手より石の櫃を里人掘出す。三つとも透間なく吸合ふて埋りあり。(中略)右春の頃、掘出候處夏の頃に至り、牛の病流行し、村中十二疋の内八疋死す。是必ず石櫃を掘出せし

故ならんと、以前の如く埋め、時光寺の僧をよび讀經供養す。

里人考云。此石塔古への松崎備前守の石塔かと云々。然しながら、滿仲の石塔と云傳へは、左にあらす。阿彌陀時光上人は滿仲の子孫なれば、此石塔時光上人の建立し給ふにや。

同所寺の地内に、大きな古き五輪あり。近頃此所より石の櫃を掘出す。太刀冠等ありといふ。考ふるに、太平記に備後三郎の親、那波より落來り、殘黨六騎、阿彌陀が宿の辻堂に入て自害す。今往還端に、六騎武者とて、石の地藏の塚あり。此等の塚也。小林村の石の櫃は、備後三郎の親の塚なるか。とあり。「播磨鑑」には、

佛心寺。淨土宗。在小林村。時光寺末寺。

境内に古き五輪有。里人多田滿仲の石塔也と云。

延享元年の頃、此五輪の四五間東農田道の土手を掘しに、石の櫃を掘出す。此土手を、昔より佛心寺の鎮守と云。(中略)

此三ツノ櫃スキ間ナク押合セ埋アリ。

右春ノ頃、掘出セシ所ニ、夏ノ頃ニ至リ、牛ノ病流行。村中十二疋ノ牛八疋死ス。是ヲ掘出セシ故ナラント、以前ノ如ク埋之。時光寺ノ僧來テ讀經供養ス。○里人考云、此石塔。古ノ松崎備前守ノ石塔

歟ト、又滿仲ノ石塔カト云ハ左ニ非ス。但シ阿彌陀宿時光上人ハ、滿仲ノ子孫ナレハ、此石塔時光上人ノ建立成ベシト云。

四八

とあつて、「播陽増補里翁説」と同様の文である。「播磨州輿地通志」には、

佛心寺在村古墓。延享元年春土人耕田於寺境有_二五輪塔_一。東數步隴頭掘_二出_三三凶器_一。其_一一則石棺長四尺幅稱_レ之。其_一一則石函方徑一尺。其_一一則陶甕高五寸周徑稱_レ之。皆納_二古骨_一。

とあつて、何等人名の記載はない。「播磨名所巡覽圖會」には、

此寺の境内に、古き五輪塔あり。滿仲の石塔といひ傳ふ。延享元年、此五輪の四五間東の田道の土手より、石棺を掘出す。其土手は昔より鎮守といひて、正月幸の頭には供膳なごせし所なり。

石棺、高さ二尺計、長さ四尺、幅二尺計、蓋の上に反あり。又一尺四方高さ一尺計、石の箱蓋は、印籠蓋。なかに細砂ありて、枯骨打交れり。又高さ五寸計の小瓶あり。中に金きせのやうなる鏝に似たる物ありて、棺の外膚につきて埋みたり。然るに其_一一_二村の牛多く死たる事あり_一。是此祟り也と恐れ、又舊のごとく埋みたり。

とある。近年刊行の地誌類に依るに、「印南郡誌」名勝舊跡由緒部には、

佛心寺五輪塔。(舊跡)。別所村ノ内小林村

佛心寺境内に、古き五輪塔あり。多田滿仲の石塔なりといひ傳ふ。延享元年、此五輪の四五間東にある土手より、石棺、石箱、小瓶等を掘出す。其土手は、昔より佛心寺鎮守と云ふ。石棺は、高さ二尺、長さ四尺、幅二尺、蓋の上に反あり。内に骨のやうなるものあり。右の箱は、方四尺、高さ一尺計ありて、蓋は印籠蓋の如し。内に細なる砂をつめ、枯骨打交れり。小瓶は、高さ五寸計、内に鍍金せし鏝の如きもの出てたりとぞ。然るに之を春の頃掘出して、夏季に至りて、牛の病流行し、村中十二疋の牛八疋死したり。之れ必ず發掘の祟りなりとて、以前の如く埋め、時光寺の僧を招きて、讀經供養をなしきと云ふ。

とある。「播陽増補里翁説」以下何れも同様の記事である。又近くは「増訂印南郡誌」にも「播陽増補里翁説」を引用して居るのである。以上の諸書に依つて見ても、此の佛心寺の五輪塔を、多田滿仲若くは松崎備前守の石塔かと疑つて居るものばかりである。只「播陽増補里翁説」の記事中に、六騎塚の記事を挿みたる後に、「小林村の石の櫃は備後三郎の親の塚なるか。」と疑つて居るものがある。自分は此の佛心寺の五輪塔については、古書に何等信據すべき記事なく、且口碑傳説の存するものも無いから、範長の墳墓とは到底考へる事は出来ないのである。凡百の事物は、疑へば際限の無い事である。若し強ひて疑を挿むならば、記事に松崎備前守の墳墓とあるのから、其れかと思はれる丈である。これ

も只松崎備前守は範長の従者の一人である點からである。多田滿仲の墳墓といふ説は、佛心寺が時光寺の末寺で、滿仲は時光寺の開基の祖先であるから、附會したものであると信する。而も前掲の古書にも、同様な觀察が出て居るのである。

自分は高瀬氏の疑はれた五輪塔のある佛心寺については、次の如く考へて居るのである。

佛心寺は、範長以下主従六騎の菩提寺である。其れは、現に同寺縁起として、「印南郡誌」城趾戰跡事變部に、

別所村内小林村に、今佛心寺といふあり。昔は阿彌陀堂と云ひしが、兒島範長の自殺せしより、武士寺と稱へ來りしを、何時の頃よりか、今の名、佛心寺と呼ぶに至れりといふ。又同所附近に字阿彌陀堂といふあり。

と見れば、此阿彌陀堂の地字は、現今同寺の東に在る池の北部の處をいつて居る。昔時此の邊まで、寺の境内であつたのであらうと思ふ。又同書同部の佛心寺の舊記に、

抑當寺縁由尋其發遠哉。夫往古戰亂之時。備後三郎向戰場。由敗軍。是地而自害。是時三郎有六人忠臣。是臣下君菩提弔奉骸石棺埋。石碑立。後是地一町北當同自害。誠當堂三郎菩提所也。又近年迄。由來并三郎筆迹六人筆等有之。盜人其由聞。夜間來盜歸。其行方不知。

六人家名實名

- 森川兵部大輔 光政
- 松江勝左衛門尉 安秀
- 大垣彌刑部 元頼
- 伊藤刑部大輔 貞次
- 山原政之尉 範左
- 奥田右次郎 安房

天明元丑年六月改之

當寺中興致空宗精

といふのがあると記してある。「増訂印南郡誌」にも同様に記してある。此の舊記に備後三郎といつてあるのは、範長を指したものであるが、備後三郎は、高德の事で、範長は「三河三宅氏系圖」にも、備後二郎とある。それで、此の備後三郎は備後二郎の誤であらう。舊記の實物は、今日所在不明であるから、茲には「印南郡誌」の文を引用した。或は三郎は二郎の誤植かも知れぬ。況んや高德の事件は、六騎塚附近の事でないから、此れは範長を指した事は疑ふべくもない。又「是地一町北當同自害」とあるは、六騎塚附近で戦死したことを指したものである。以上の縁起や舊記からして、自分は、當寺は範長以下六人の菩提寺であると思ふのである。然るに當寺は、「増訂印南郡誌」にも、現時住職なしと記

してある如く、無住であるから、此の舊記の所在は、現今では不明であるのは遺憾であるが、「印南郡誌」編纂當時、明治三十四五年頃には、存在して居つたと見ゆる。或は菩提寺と墳墓地とが、南北約四五町も距離を隔て、別地にあるのを、意外に思ふ人があるかも知れぬが、これは別に異とするに足らぬ事で、他にも類例がある。現に範長時代の事で、同じ我播磨國の出来事の、塩谷高貞夫人の討死した神東郡蔭山庄酒井村（現今神崎郡豊富村酒井）焼堂所在の墳墓と、夫人の守り佛の長五寸六分の十面観音を以て寺の本尊とした菩提寺圓通寺とは、約二三町も距つて居るのである。郡こそ遠へ、同國で同時代同形式の出来事である。亦以て證とすべきである。

又範長一族の戦死については、「兒島備州補傳」に、

葬其族八十三人于同國小林村佛心寺。

と見ゆ、中村文學士の「兒島高德」にも亦同様に記されてゐるが、自分は此事については、明かに知ることは出来ぬ。「太平記」に依ると、那波邊から八十三騎で敵軍を突破して東上したのであるから、此等の戦死者は、阿彌陀が宿邊の辻堂に來る迄に、諸所で討死したものである。「兒島備州補傳」の記事は、「和田氏系圖」に依據し、「兒島高德」の記事は、「兒島備州補傳」の原本「兒島誌」に據つたものであるから、畢竟「和田氏系圖」から出たものである。果して此二書の記事の如くであるか否やは知らぬが、若

し同一所に葬つたものとするれば、或は二書の記事の如く佛心寺の五輪塔や石棺は、此等八十三騎の墳墓かも知れぬ。然し自分には今尙不明である。只此の佛心寺の五輪塔が、範長の墳墓で無い事は明かな事と信するのである。

滑川氏の論文に見わた飾磨郡花田村原田に在る範長墳墓と稱する田畦の一石塔は、已に同氏の論文にもある如く、其の當時實査の結果何等信據すべきもので無いとあるから、別に論述せぬ。此の頃から兩三年前までは、兒島範長一族の墳墓と稱するものが、我播磨に、續々と現はれたが、何れも何等根據有るもので無かつたのである。只茲には此丈の事をいつて置くのである。

最後に述べべきは「太平記」本文に見ゆる「備後守をば、葬禮懇に取沙汰して、遺骨を故郷へぞ送りける。」とある事である。此の文では、詳しい事は明からないのである。前にも記した「和田氏系圖」に據つて書いた「兒島備州補傳」には、

因葬範長于其地長日寺。(下七)

とある。長日寺は蓋し大日寺の誤である。中村徳五郎氏の「兒島高德」には、

而して範長の遺骸は、同郡阿彌陀村大日寺に葬る。

とあるが、自分は已に前に此の事實は誤謬で、何等信據するに足らぬと詳述して置いた次第である。

「太平記」に葬禮後範長の遺骨を故郷へ送つたとあるについて、大日寺五輪塔公認當時、明治十八年十一月十三日印南郡長下田重復氏から兵庫縣令内海忠勝氏へ差出した副申には、

但可疑ハ、太平記等所載ト祖語ノ廉、即那波城主宇野重氏備後守ノ遺骨ヲ故郷ニ送ル云々トアリ。果シテ此事實アラシメハ、其郷里タル備前兒島邊ニ、其墳墓存在スヘキ筈ナルニ、戦死後五百年間、忠臣烈士ノ舊蹟遺墳等累々彰明セサルナシ。而シテ著名ナル備後守舊里ニシテ、未タ聞ク所アラサレハ、太平記所載コソ尤モ疑フ可シ。且宇野重氏ハ、備後守同郷親屬ニシテ、赤松家ノ配下ニ屬シ、備後守ヲ追撃シ、備後守戦死後ニ至リ、其同親屬タルヲ了知シ、陰ニ之ヲ保護シタルヲ顯然タレハ、之ヲ郷里ニ送ルトアルモ、其實該地ニ葬リ、殊更ニ備後守ノ姓名ヲ隱匿シ、年號年月等ノミヲ誌シタル者ナルヤモ知ル可カラス。

とあつて、「太平記」の記事疑ふべしとして居るが、「和田氏系圖」に據つて記した「兒島備州補傳」下卷には、

後曆應五年詔送_ニ範長遺骸_ニ本國和田村。因建_ニ祠。號_ニ和田大明神。傳曰、祭祀以_ニ每年九月九日。田氏一族祭焉、後世近里亦皆祭焉、祠在_ニ和田_ニ（下十七）
氏宅前築_ニ方四五尺許石壇_ニ以建_ニ祠其上_ニ云。（丁ウ）
と見え、中村徳五郎氏の「兒島高德」には、

範長の自刃するや、那波城將宇野重氏追ふて辻堂に來り、死者の袖標を見て、兒島、和田、今木、の一族なるを知り、兵を出して之を要撃したるを悔い、且つ範家の其の生を全うせるを悦び、城中に伴ひて款待を盡し、又た厚く範長を葬りて、其の遺骨を家郷に送りしと云ふ。（太平）又曰く、興國三年北朝曆應五年、但し此年康永と改元す。範長の遺骨を、郷里備前國邑久郡和田村に改葬し、其の遺族一祠を和田氏の邸前に建て、和田大明神と號す。石壇方四五尺其上に祠あり。毎年九月九日を以て祭祀を行ふと。

（尊瀧院系圖、兒島誌）

とある。中村氏の「兒島高德」の文後半は、前記「兒島備州補傳」に據つて記した様である。其の「尊瀧院系圖」を引用した如く記して居るのは、「兒島備州補傳」下に、

秋朝曰。本編既成之後。得_ニ數家系圖_ニ因作_ニ此傳_ニ。以附_ニ卷尾_ニ。

又曰。各家系圖。有_ニ異同_ニ。不_レ知_レ所_ニ適從_ニ焉。就_レ裡。據_ニ邑久郡和田村和田氏系圖_ニ。蓋以_ニ和田村係_ニ範長公之遺蹟_ニ之故也。如_ニ尊瀧院系圖_ニ。尤與_ニ他系_ニ異。而有_レ可_ニ參考_ニ者。因傍記焉。識者正_レ之。

（下十五）
（丁オ）

とあるを、乃ち「尊瀧院系圖」に據つて記した者と過信して、此の系圖を引用書中に加へた様である。「尊瀧院系圖」ではないので全く「和田氏系圖」に載つて居るのである。北宿村「澤田家系譜」に據ると、

範長の條下には、

五六

今ヲ際ト於辻堂前、範長ヲ始範顯、範秀、範仲、範氏等討死。範家ハ幸宇野重氏範家妹ムコ也介抱之助命。依之、範長始一類等死骸ヲ懸ニ葬路傍。住此所。竊ニ待時到也。委在記也。

とあり。範家の條下には、

延元元年五月十九日五人殉死之處。宇野重氏カ依懸志全命。而彼祖父範長并一族、葬死骸。而住其邊。待時之到。後參吉野帝。

とあつて、別に此の事については何等の記事がない。橋本政次氏は「鷲城新聞」連載の「兒島高德」に、

「兒島備州補傳」や、中村氏の「兒島高德」の記事を引用した後に於て、

さて「兒島備州補傳」によつて見ると、曆應五年詔して、範長の遺骸を本國和田村に送らしめらる。因つて祠を建て和田大明神と崇むと。曆應五年は、即ち大日寺の五輪塔にある年號である。よつて按ふに、範長の遺骸は、大日寺に葬つてあつたのを、其死後七年目の曆應五年、首を和田村に送つて祠を建て、胴を遺して大日寺に埋め、あらためて五輪塔を建てたものか。彼の「太平記」の「遺骨を故郷へぞ送りける」とあるも、畢竟葬後直ちに送つたものではなく、此年に送つたことを記したものであるか。或は「太平記」には、「聽て和田四郎をば同道して助おき」と重氏の範家を同道して歸つたやうに

記してあるが、其實範家は辻堂附近の北宿に留まつて、範長主従の菩提を弔ひ、其子孫今に傳はる

事實あるに徴して、太平記作者が既定の事實として、重氏の範家を伴ひ歸つたこと、思つた如く、

範長の葬後直ちに遺骨を郷里に送つたものと思つて記したものか。

と云つて居るが、氏は大日寺五輪塔を以て、範長の墳墓とする論者であるから、斯く云はれたのであらうが、自分は「太平記」の記事については、次の如く考へるのである。

已に滑川友市氏も「誤れる範長の墳墓」に、

備後守は太平記所載の如く、首は郷里に送られ、當地には胴のみ埋葬せしは、當時戦死せし諸將士の例に據るも分明也。

といはれた如くに、或は範長の死後斯く行つたものであらうか。又「和田氏系圖」に據つた「兒島備州補傳」に、明かに曆應五年と年號を記し、それと同時に刻字が大日寺五輪塔にあるといふ點から、橋本氏は前記の如く述べられたのであるが、これは只單に年號が同一といふ丈で、月日については、何等の一致は見當らぬのである。大日寺五輪塔の刻字には、「三月九日敬白」とあり。「和田氏系圖」に據つた「兒島備州補傳」には、和田大明神の祭祀は毎年九月九日を以てすると註記してある。若し此兩者の間に關係ありとして、大日寺五輪塔から、遺骨の一部を故郷へ送つて、其の到着時日を九月九日とす

五七

るも、一は三月、一は九月で、縦交通未開の世とはいへ、播磨と備前との間の來往に、半年もかゝる譯はないと思ふ。此推測より外に兩者の關係は付き兼ねるのである。「兒島備州補傳」所載と大日寺五輪塔の刻字とに見ゆる曆應五年の年號は、或は偶然の一致ではないかと思はれる。範長戦死當時の生存者和田範家は、其の後北宿村に住し其の子孫連綿として今日澤田家として存在して居るのである。此の事は「太平記」の本文にも見えて居るし、北宿村附近の口碑傳説にも傳はつて居るし、現に其の後裔澤田家には系譜もある。自分は大日寺五輪塔は範長の墳墓にあらずと信する者であるから、橋本氏の所説には賛成が出来ぬ。尚澤田家の系譜には、遺骨移葬に關する記事が毫も見えないのである。それで、自分は只範長戦死後生存者範家及び其の後裔が、連綿として、墳墓地の六騎塚を守つて、今日に至つた事より、外に知ることが出来ないのである。

五六騎塚建碑來歴

前に述べた如く、明治十九年二月兵庫縣令から、阿彌陀村大日寺の五輪塔を範長の墳墓であること公認せられたので、北宿村の六騎塚に儼存して居る一大碑石、即ち表面に備後守兒島君墓、裏面に嘉永

三庚戌年五月十九日左和田清左衛門範一建之と刻んであるのは、其の建立の時代が、新しいので、虚偽のものであると唱へる人が出來て來て、此の説を輕信して居る者もある様である。此の一大碑石の存在する所こそ、眞正の範長の墳墓地であるので、決して虚偽のものでは無いのである。それで、今自分分は、此の一大碑石建立の次第を、下に略述して、世人の疑を解く事とする。尤も此の建碑の徑路については、現に別所村北宿の澤田家所藏の「兒島君石碑建立由緒書、左和田範一誌」一巻がある。又此の手記に依つて記した「六騎武者塚、七峰外史」一篇がある。「鷲城新聞」大正元年九月七日から二十日までの間七回に亘つて連載せられて居る。前者は、本書の附録として下に載せてある。後者は、「増訂印南郡誌」に「備後守兒島君墓建碑次第」と題して抄録してある。讀者は、此等に依つて、其の詳細を知得せられん事を望むのである。只自分は今茲に其の大略を述ぶるのである。

六騎塚は、北宿村の出屋敷國道の直ぐ北にある面積二畝歩ばかりで、三抱へもあらうといふ大きな櫟の樹が生れて居る下に、年古りた地藏尊が二體安置してある。此の地藏尊こそ、「播磨鑑」に喧嘩佛、「播磨名所巡覽圖會」に喧嘩塚とあるもので、今に俚俗喧嘩地藏と稱し、附近の地字を崩れ堂といつて居る。櫟樹の下地藏尊の前に、約一丈の石碑がある。これが前記の建碑である。周圍約九坪程の間は、石を敷き詰めて結構整然として居る。建碑の後に、別に一つの小碑が建てゝある。(後ニイフ)又此の

一小碑や一大石碑を建てた左和田清左衛門範一と云ふのは、範長自害の際、唯一の生存者たる和田四郎範家の後裔で、今其の嫡孫澤田豊吉といふのが當主で、其の家には、系譜や、古文書類が、所蔵せられて居る。地方の傳説に據ると、和田範家は、其の後北宿村に住して、子孫繁榮し、後世道の右にあるを右和田、左にあるを左和田と稱した。範一の家は、即ち左和田の方である。左和田、今澤田と稱へて居る、この事は「澤田家系譜」にも、

孝範 範持一男稱左十郎號左和田清左衛門

天正十八年移居於澤上而後澤田、呼

慶長二年三月六日死

法名心月幽山居士

周範 九兵衛 右和田

房之 五右衛門 右和田

仕秀吉公西園筋御先手組也

祐能 右十郎 右和田

範尙 熊五郎 女子政茂兵衛妻

とあるので、其の和田家が左右両家となつた事が明かるであらう。

抑此の一大石碑建立は、元來姫路藩の名太夫河合寸翁の勳に依つて、左和田範一の建てたもので、寸翁の歿後漸く出来上つたものである。此の寸翁と親交のあつた一代の文豪頼山陽が文政十年丁亥秋此の地を過ぎて咏した名詩、即

阿彌陀驛趾備後守兒島範長死義之處也

天子之詔手翻覆 將軍之教丘山重

手裂教書禦虎威 備後老守眞忠勇

抜刀剖腹出熱腸 老脚肯接狐鼠腫

熊山東望鹿子河 廢驛猶呼阿彌陀

自有兒郎期范蠡 沼吳有志又蹉跎

成敗何可論俊傑 助盜分利終如何

誰把大筆旌此老 豐碑高照山陽道

は、「山陽遺稿」にも見えて居るし、現に其の自筆のものは、自分の宗家に所蔵して居る、當時山陽は姫路藩仁壽山校に在つて、播磨の間を往復して居たし、又此の前後には河合寸翁と屢會合して居たか

ら、此頃寸翁の心の中に思つて居た此の六騎塚建碑の事や、範長父子の南朝の爲に盡した忠烈な偉績などを、互に語り合つたであらう。山陽が此の間に此の名詩を詠したのは、決して偶然ではないのである。自分の宗家に所藏の山陽自筆の詠詩の後に、

文政丁亥之秋、過播磨間、每遇古跡、以數句咏懷、今夕周卿置酒相要、醉後挑燭、錄此似之。

山陽外史裏

とある。當時天下の名太夫や、一代の文豪而も勤王史家が、其の心の中に描いて居た此の南朝忠臣の遺蹟顯揚に力を盡すのは固より其の處であるが、顯揚の方法として、名太夫が忠臣の後裔に命じて、先建碑を勧めたのは、名教上及び史蹟保存上から必要を認めただであらうが、又一方には後世勸興した勤王尊皇の精神鼓吹の意味も含まれてあつたであらうと思ふ。

左和田範一氏手記に依れば、弘化三年より二十ヶ年前といふのだから、文政八九年頃のことかと思ふ。當時天下の三名太夫と呼ばれた一人姫路藩の河合寸翁が、仁壽山に退き、學問所を開いて、専ら人材育成を以て老後の思ひ出となして居つた際である。此の時、偶、範長の遺蹟について、風教上、史蹟保存上建碑の必要ありと認め、使を立て、範一を招かれた。範一は村方三郎右衛門と同道で仁壽山費へ出頭すると、菅野武助、高橋野助二人寸翁の命を受けて引見し、範長の墓碑建立の事を熱談した。範一

は寸翁の厚意を感佩し、山費を引退つたが、當時未弱年の上に、他に世話人も無かつたから、其の儘年月を過して居ると、其の後寸翁から高橋竹堂、菅野五郎左衛門を使とし、建碑を勧め、更に長澤小太夫は範一及黒田彦蔵に對し、勸誘せられたが、未其の運に至らないで居ると、またもや下田重次郎、菅野狷介其の他二人左和田家に来り、若し萬一左和田家の方で墓石の詮議つき兼ねる様ならば、寸翁の方に西光寺野に取寄せて居る石があるから、其れを取寄せて用ふれば可なりとあつて、左和田家に賜はつた。其の結果、左和田家でも、寸翁の厚意を深謝し、近日是非共着手せうと約束したが、銀主か何かの都合で又も着手するに至らず、徒に年を過して文政は暮れ天保も去つて弘化となつたが、この弘化年中に社領見分との觸込で、藤本勝一郎、安積三間右衛門の兩名が北宿村へ立越して、又も左和田氏に面會し、墓碑建立の事をすゝめたのである。此の兩名の言にも「六騎武者塚に石碑相立申事前々より寸翁様思召厚事故彌是を相立可申様被仰候」とあつたので、左和田家に於ても、愈意を決し遂に左の願書を認め差出したのである。

奉願上願書之事

當村地内往還之傍に、自往古御座候六騎武者之塚と申傳御除地にて古墓御座候處、往昔兒島備後守範長主従六人討死之場所と言傳居候處、此度所々之施主人より塚石相建申度由申來候。右之趣於村

方も故障之義無御座候間、石碑相立申度奉願上候。何卒右願之通被爲仰付被下置候はゞ、難有奉存候。已上。

弘化三年午閏五月

西牧組北宿村惣代

惣 四 郎

熊 右 衛 門

組頭

治 左 衛 門

庄屋

惣 左 衛 門

澤 田

清 左 衛 門

右之通奉願上候。

大庄屋 内 海 三 之 助

後 見 黒 田 民 助

宗門御奉行所

道方御奉行所

中新井杵右衛門様

御役所

斯く願書は差出したが、愈建碑に着手するにつきては、多少の費用を要するので、大庄屋の勤に従つて建碑の事は先例もあり、又備後守は聞わし南朝の忠臣であるから、費用の幾分は、御代官に願ふ方得策ならんとの事で早速出願に及んだが、代官は、御儉約の折柄とて聽許なく、又々建碑は立消となつたのである。其の後嘉永二年四月範一は村方役人の資格を以て、大阪御番所へ出頭の序、江戸の某氏に邂逅し、備前國に今尙兒島氏の後裔あることを聞いて、建碑相談の爲め、全月十一日金刀毘羅參詣を兼ね、備前國へ行き、兒島惣治郎といふ人を訪ねたが、生憎出府不在中で面談の機を得ず、歸途、片上の三木屋旅館に投宿すると、思も掛けぬ前川瀧藏と云ふ人に遇つて、一臂の力を添へたいとの事に、十方喜捨を依頼して歸郷した。其の後姫路へ赴き、長澤小太夫に面會し、彼是願つて見ると、兎も角和田範家の嫡流なるや否やを確かめる必要があれば、一應願書を差出した方宜しからうとあつたので、左の願書を差出した。

奉指上願書之事

一當村往還傍に自往古六騎武者塚と申御除地に古墓御座候。右は兒島備後守範長に主従六人討死之場所と承り傳申候。右範長に隨從之内和田四郎と申者當村方に相殘、其子孫左和田と相唱、私先

祖は則左和田と唱候處、天正之比、村内池澤之上に轉宅仕、夫より澤田と相改候由、申傳に御座候。尤村内同姓之者も數多有之、此度申合右御除地之中に、別紙繪圖面之通、石碑相立申度奉願上候。尤右場所儀ハ、御除地之儀ニ御座候得者、御田地之障ニ相成不申、村方一統何之故障も無御座候間、何卒右願之通被爲仰付被下置候ハ、難有奉存候。已上。

嘉永二酉年十一月

西牧組北宿村願人

澤田清左衛門

同姓總代

熊右衛門

善七

惣左衛門

九兵衛

組頭

次左衛門

惣左衛門

庄屋

澤田清左衛門

右之通奉願上候。已上。

大庄屋 内海 三之助

大橋傳左衛門様

御役所

宗門御奉行所

道方御奉行所

間もなく、藩主御聽許の旨宗門奉行から申渡があつた。既に此の聽許あり、棹石も攝津御影から姫路船場に到着したので、吉田町の石工久入といふ者に依頼して荒造りした上、願に依つて姫路藩から車力を命じて、北宿村まで運搬せしめられ、愈々工事に着手した。嘉永三年四月五日藩吏十人許藩用を兼ねて来て、澤田家に一泊し、翌六日早朝目下普請中の六騎武者塚を一覽せる際、範一は偶然備後守の子孫兒島惣次郎と邂逅し、過去の事ども逐一語り合つて、其の建碑の心願等を話し、兒島氏は祖先の威靈が、今に播陽の地に一縷の光を放つてゐるものがあるとし、且範一の努力の程を厚く謝して別れた。而して長澤小太夫に碑銘の執筆を依頼し、其の快諾を得たが、長澤氏は備前に於て同様の墓碑の存在有無を確める必要ありと範一に告げた。それで範一は直に備前に出立し、兒島惣次郎に面談して尋ねたれど、存在有無不明であつたから、後日兒島氏から通知する事として、範一は歸國した。然

るに四月十九日附で左の書状が到着した。

以手紙申入候。過日は途中初て得御意候。其節御咄有之候、和田範長石碑之義相尋候處、備前國中には無之間、左様御承知可被下候。此度御目論見有之段、致感心候。先は右之段得御意如此御座候。恐惶謹言。

四月十九日

澤田清左衛門様

兒島惣治郎花押

右の外兒島氏は同國丸山曹源寺和尚の手跡、及勢州松平越中守の藩士河上太夫の筆也といふ備後守兒島君墓と書いたもの二葉を送つて来たが、何れも石碑面と不調和のため、已むを得ず取止めとなり、更に長澤小太夫に申入れ、且右の書面をも示して碑銘の執筆を乞ふたが、氏は揮毫につき一百日潔齋し、其の間毎日丑の時から袈を離れ、毎朝二三枚宛丹練出精し遂に書き終つたのが、現存碑面の備後守兒島君墓の七字である。斯くして六騎塚の石碑は美事に出来上つたのである。其の後範一は別に辻川の三木慎三郎に碑銘を乞ひ彫り込むこととしたが、これは得果さずに終つたのである。この三木慎三郎といふ人は、神東郡辻川の大庄屋で、當時和漢の學に通じた學者であつた。現今の當主三木

拙二氏の祖父に當るのである。三木氏の文は左の通である。

播州印南郡北宿村南六七十步。有二古墳。俗傳稱六騎塚。延元元年。兒島範長君戰歿處。其族今木範秀。今木範仲。中西範顯。松崎範氏。皆殉之。有和田範家者。亦其同族。而獨不死。喪其葬事。遂留處焉。其稱六騎者。蓋併之也。延元距今。五百有餘歲。歷年之久。人或誤認。佗墳。北宿郵吏。左和田範一。恐其愈久而愈失也。請官樹一巨碑。表曰。備後守兒島君墓。又別建一碑。詳記其姓系事實。於是乎義死之跡。萬世弗湮滅。範一之志可謂勳矣。範一。範家之裔也。範家留處之後。枝族漸分。竟成一村。北宿即是。其居道右者。稱右和田氏。左則左和田氏。範一其宗云。範一屬予。肥其顛末於碑陰。予家出自豫之河野氏。兒島河野。本爲同姓。則範一之舉。予所當懲。況其乞記予何敢辭焉。 辻川三木慎三郎越智通深識并書 嘉永四季辛亥五月十九日

左和田清左衛門範一建

又其の前年に已に左の一小碑を立てたのである。それは今尙石佛像の傍に在る。其の碑文は下の如くである。

延元元年五月十九日吾系祖兒島備後守範長主従六人討死于此地矣。後元文中駿府白隠和尚爲追善

來于當村五十日間讀誦法華經一千部且書之一石一字而埋之以立其標石云大乘妙典一碑是也。今茲嘉永三年庚戌五月別當鎮守範長君祠堂之次一石一字之石類并共固有之標石改埋之以垂功德于永々世云爾。

左和田範一謹誌

願主 當村 淨 惠

白隱和尚は、駿州原驛の人で、俗名谷澤、名は慧鶴十一歳で、僧侶の地獄の苦楚を説くのを聴いて、求法度生の志を起し、十五歳で松蔭寺巢巖傳公に謁し、祝髮して弟子となつた。元文五年春白隱虚録を講説し、妙機英發萬衆悚聽した。是によつて名望海内に洽く、參請の徒庵を結んで、村里に散居するもの常に百人を下らなかつたと云ふ。明和五年十二月十一日年八十四で寂し。教誡を賜うて神機獨妙禪師といつた。近世の高僧である。此の白隱和尚が當村へ來て、法華經一千部を讀んで、經字を一石に一字宛書寫し、之を埋めて大乘妙典の一碑を立てたと云ふ事がこれで明かる。「播磨鑑」に、「近年志の人有一石一字の法華經を書寫し、此處に埋む」と記してあるのと符合する。

六騎塚建碑に際して、正三位千種有功卿、正三位北小路説光卿から和歌を贈られた。其の和歌は左の通である。

むかし、兒島範長は、南朝にしたがひ奉りしが、播磨國印南郡北宿と云里に、敵の爲に一族六たりと
もうたれしか、其子孫たる和田範一か、こたひ其所に碑をものして、あとのいとなみねむころなり
と、亦範長か忠死は書に見へたれば、誰も知ることなれど、なほ萬代にくちさらんことをおもへる
なるべし。此まめなるこゝろさしをめて、よみ遣しける。

かうはしき名をもろどもにたつるかな

よしのゝ花のあとをしのびて

正三位 有功

むかし、備前國三宅三郎か孫なる兒島範長は、南朝にめされて、忠勤人にすぐれ、武勇他に異けり。
しかはあれど、運盡て、播磨國印南郡北宿てふ所に、一族とも六騎戦死すとなん。その子孫左和田範
一に至迄、五百年。今なを此所に住侍れど萬代の後にいたり、先祖の忠死の地を人しらすなりなむ
こと、いと本意なきことなめればとて、あらたに碑を立、すへの世まで、忠勇の名を知らしめんと
する、子孫孝業つくせりといふへしと、ある人其事のよしを予にかたりければ、予も又範一か心さし
のまめなるをめて、よみてつかわしける。

ものゝふのはまれをしるす石ふみを

正三位 光

此の和歌を碑に彫刻せんとしたが、其の事得果さずに止んだ。建碑の事業も安政二年に全く完成し、八月二十八日に、其の筋から検分があり、九月十九日には、工事竣功報告祭を兼ねて、範長の祭典を行つたが、其の日藩から役人が参詣した。翌三年二月二十六日には、領内巡見の序、藩主も此の石碑に参詣せられた。寸翁の勳があつた文政八年頃から算へると、約三十年も掛つて漸く全部竣功した様である。其の苦心の程想ひ遣られるのである。斯くして出来上つた六騎塚は、今日に至るまで、儼存して、世人に尊崇せられて居るのである。

六 大日寺五輪塔公認事情

明治十六年八月六日、兒島範長に特旨を以て従四位を贈られ、後又明治三十六年十一月十三日、陸軍特別大演習を我東播の地に行はれた際、再び贈正四位の陞叙があつたのである。此の再度の贈位については吾々庶民は皆何れも聖恩の優渥なるを感泣した事である。初め十六年に範長に贈位があつ

た時、其の位記は兵庫縣に送られると共に、左の令違があつた。

兵 庫 縣

其縣下故兒島範長へ別紙之通特旨ヲ以テ贈位宣下相成候條違方可取計此旨相達候事
明治十六年八月六日

太政大臣 三 條 實 美

然るに、範長の墳墓については、當時何地とも未だ定まつた所がなかつたので、兵庫縣でも大に當惑して、左の上申書を提出した。

墳墓之義ニ付上申

過般故兒島範長贈位々記御送致相成候處、抑モ範長ノ墓碑、管下播磨國印南郡北宿村ニ存在ノ分ハ頗ル曖昧 舊姫路藩士及舊大庄ノモノニ有之、然ルニ全郡阿彌陀村大日寺境内ニ曆應年號ノ彫刻ノアル五輪塚アリ。是真正ノモノナリト古老ノ口碑ニ傳存候へ共、舊記等其証憑トスヘキモノハ無之、又タ同寺ヲ距ル凡ソ四五町許ノ山麓ニ七ツ塚ト稱スル七箇ノ古墳アリ。或ハ是ナリトモ傳説ス。然レモ孰レモ事實不明瞭ニ付其証左專ラ搜索中ニ付、追而委詳具申可致候へ共、右搜索中該位記ハ當分當廳ニ保存致置可然哉、此段及御稟議候也。

明治十六年九月十四日

内務卿宛

兵庫縣令 森岡昌純

右につき内務卿から太政官へ次の進達をした。

兵社甲第四五六號

墳墓之義ニ付上申書進達

兵庫縣令森岡昌純ヨリ故兒島範長位記墳墓搜索中、當分縣廳ニ於テ保存之義開申候ニ付、書面其儘進達候條可然御詮議相成度候也。

明治十六年十一月二十日

内務卿 山田顯義

太政大臣 三條實美殿

この結果、同年十一月二十七日附で、

上申ノ趣ハ縣廳ニ於テ保存可爲致事

明治十六年十一月二十七日

と朱書指令があり。同年十二月十二日内務書記官から縣令宛に其の旨左の通知があつた。

兵社甲第四五六號

本年九月十四日付庶甲壹四九七號ヲ以テ故兒島範長墳墓搜索中、當分縣廳ニ於テ保存之義、内務卿へ御開申相成候ニ付、書面其儘太政官へ進達相成候處、別紙朱書ノ通、指令相成候條此段申入候也。
明治十六年十二月十二日

内務書記官

兵庫縣令 森岡昌純殿

それで縣廳では、墳墓の決定するまで、位記を保管して墳墓を調査することゝなつたが、茲に於て斯る時自家又は自村に縁故あるものを以て、指定を乞はんとするは、正に人情の然らしむる所で、印南郡では、古來範長主従の墳墓地として、由緒ある別所村北宿の六騎塚を以て其の墳墓となすものと、舊記に範長の墓歟と疑うて居る阿彌陀村大日寺の五輪塔を以て其の墳墓となすものと、存在して居つたが、此の阿彌陀村の方では、爾後激烈なる運動を始めたのである。斯くして後約二ヶ年半の間、此の運動が繼續したのである。

此の間に於ける消息については、現に印南郡役所所藏の「兒島範長墳墓地調査」と題する約四十枚

の書類一綴があり、又其の殆んど全部は同郡役所刊行の「増訂印南郡誌」上、名跡篇「範長の墳墓」の條下に、「公認手續關係書類」と題して掲載してある。今自分は原本たる前者に據つて、其の事情經過を下に詳述せう。

當時飾東郡白濱村澤田藤七治から、左の考証を認めて上申した。

故備後守兒島範長墳墓御検査之儀願

私儀當播磨國飾東郡白濱村舊中村ノ農民ニ御座候處、祖先ヨリ申傳ニ備後守兒島範長ノ末裔ニ有之候處モ御座候。其緣故ハ、北朝ノ康永元年即チ南朝興國三年祖先澤田莊次左衛門ト申ス者記シ置キ候由緒書ト題セシ古文書有之、其比ノ漢文牒ノ文言ニテ顛倒モ多ク、了解難仕處、頗ル有之候得共、其内ニ兒島備後守、播州ニテ數度戰爭相敗レ、播南ニ赴キ討死ヲ決スル時、幼少ノ一子其從僕ニ相託シ候處、從僕其子ヲ携ヘ、直ニ松原山八正寺澤水ト唱ヘ候處ヘ罷越、其子ヲ農夫ヘ相託シ養育爲致候趣ヲ記シ有之、右松原山八正寺ハ即チ當白濱村舊松原村ニ有之、而シテ農夫ハ即チ私家ノ祖先ニシテ、其一子ヲ養育仕、代々其子ノ系統ト相成候事ト奉存候。乍去系統之儀ハ、體ニナル系圖等無御座候。又範長遺骸ハ右八正寺僧正堅覺ナル者ノ引導ヲ以テ、同村ヨリ巽位ノ方海岸之小島北面中央ニ埋葬仕候趣モ、記シ有之候處、去ル天保初年、右小島北面中央ニ古キ墳墓ヲ見當リ、舊姫路

藩主ヘ相届ケ吏員出張見分有之候處、切リ石等有之其中ヘ朱ヲ以テ相詰メ候趣ニテ、殘朱并ニ遺骨モ、少々有之候得共、何等ノ記文モ無之候ニ付、其儘ニ相成居候趣モ承リ及ヒ罷在候。乍去方角位置之處モ、前文由緒書ト符合仕候事故、萬一無相違儀ニ候ハ、忠臣之墳墓ト云ヒ、且私家ニ於テモ舊來ノ緣故有之候事故、此儘打捨置候モ甚難忍儀ニ付、何卒右墳墓實地景況并私家由緒書等御検査ノ上、何分ノ御沙汰被仰付候様仕度、依之右由緒書寫相添此段奉出願候也。

兵庫縣下播磨國飾東郡白濱村四百十三番地

明治十八年二月五日

前書出願ニ付奥印候也。

農 澤 田 藤 七 治

戸 長 炭 本 總 右 衛 門

兵庫縣令 森 岡 昌 純 殿

澤田家由緒書寫

于茲歷代先祖之勤功神事之奉納郵方營中家宅永續久而雖過幾星霜顯然系圖卷中禿筆雖不審子々孫々所傳遺音何不可忘哉尤爲主人者年々歳々讀解曾而爲失歷代意孟正中元之二節可語所以可傳辨言于時延元年中大戰東西未治萬民不安則亦兒島備後守兼而楠公併志致後醍醐天皇鎮守楠公則在攝州

吾亦西國爲防勇兵居播州數度戰爭敗而先帝不功故播南落地決討死嗚呼有幼主一子託僕後稚子有功名則黃泉謂可謝終落命僕感深意直松原山八正寺澤水邊主農家乞生育農夫有意可育僕他日謝恩義曰澤水雖困流而入海高田雖枯捧貢米大一地寧澤水與高田如父母依而以澤田爲姓則澤田家傳萬世榮昌一助豈圖天下掌握爲斯人也斯人不爲名

沈魄浮魂不可招

遺編一讀想風標

戰爭昔日松原外

今莫伊人唯寂寥

、者松原山八正寺權大僧正堅覺法印之引導而從當所巽傍五千二百四十餘、隔海中小島北面之中央爲埋葬

流澤忠臣兒島院殿大居士

延元元丙子五月二十三日

物變星移幾春秋爲書一卷以後謂使古人如見後人可舒卷者而家有致主則不、門珍寶秘書藏云爾

來 國 光

太刀一振 但無名

千段卷一門飾

一 筋

黒皮緘鍔兜

一 領

赤地錦陣羽織

一 枚

右之品拙者所持罷在候

康永元年正月

澤田莊次右衛門

當局は之について、

古墳検査之件

飾東郡白濱村 澤田藤七治

右別紙之通願出候處、該兒島範長墳墓之儀ハ、印南郡阿彌陀村大日寺境内ノ五輪塔タルコトハ、古史ニ徴シ實地ニ考查スルニ、稍ヤ確實タルノ見込モ相付候ニ付、右考証ノ儀、郡長ヨリ具申スヘキ筈ニ有之、然ルニ別紙ハ考証ニ必竟一家ノ私書ニシテ、且ツ其事實タル信據難致廉モ不少候間、旁左案御指令相成可然哉。

書面願之趣、追テ検査スベキ筋モ可有之ニ付便宜保存可致事。

この意見を副へて、傳達したのである。

一方印南郡阿彌陀村黒田耕一郎外八名は、七月三十日附を以て、縣令内海忠勝氏宛に大日寺五輪塔につきて、左の上申をなした。

上 申

延元ノ役ニ、兒島範長氏賊軍ニ抗シ奮戦數回、終ニ其兵ヲ亡シ、本村ニ至リ自双セラレタルハ、我邦ノ史乘ニ顯著ナルノミナラス、世人ノ能ク傳知スルトコロナリ。然リ而シテ、其事蹟タル則我阿彌陀村ノ大日寺ニ於テ一石塔ノ依然存スルアリト雖モ、空シク數百歳ノ星霜ヲ經過スルヲ實ニ遺憾ニ堪ヘザルハ言ヲ埃タス。去ナカラ時勢ノ然ラシムルヤ、今日ニ至リ、幸ニ明治ノ靈朝ニ遇シ、古來勳王ノ士ハ各墳墓ノ地ニ據リ追賞アラセラレ、全氏ニ於テモ嚮ニ贈位ヲ蒙ラレンコトヲ傳承シ、吾輩等積年腦間ニ蘊蓄スルトコロ將ニ全氏ノ忠魂ヲ弔慰シ、其功勳ヲ永遠ニ輝スヘキ時機ヲ得タルヲ感佩シ、即該地ニ就キ官廳ノ御處置モコレアル儀ト渴望セシトコロ、爾來何等ノ御令示ヲ受クルニ至ラス。故ラ本年ノ如キハ、延元ノ戦死ヨリ五百五十秋ヲ回歷シ、既ニ楠公社ニ於テモ祭祀ノ盛舉アルニ付テハ、吾輩等一層追慕ノ衷情ヲ惹起シ、敢テ措ク能ハス。仰願ハ前陳ノ事情速ニ御嘉納アツテ、右墳墓地御實査御認定ノ上、允可ヲ蒙リ、汎ク公衆ニ告ケ、弔祭美典ヲ執行シ、忠死ノ實蹟ヲ萬古ニ昭々タラシメンコトヲ期シ、潛越ノ罪ヲ願ミス、連署ヲ以テ此段具申仕候也。

明治十八年七月三十日

兵庫縣印南郡阿彌陀村

黒田耕一郎印
黒田彦次印
岩尾瑞明印
富士原源十郎印
多田祥空印
羽黒眞良印
山下元隆印
松本利平印
梶原嘉七郎印

兵庫縣令 内海忠勝殿

更に今年十一月、此等の九名は再申書を差出し、添ふるに、「太平記」「播陽萬寶智惠袋」、「播磨名所巡覽圖會」、「日本外史」、「山陽遺稿」等の拔萃、「大日寺沿革概略」、「同寺兒島範長墳墓所在地圖」、「全墳

墓地略圖、「全墳墓圖」等を以てしたが、其の際印南郡長下田重復氏から、縣令内海忠勝氏宛に副申書を提出した。其等は下の通である。

本郡阿彌陀村人民ヨリ差出シタル兒島範長墳墓地ニ係ル上申書ニ對シ、社第三四五號ヲ以テ重テ御照會之趣キ了知、則別紙古書類沿革及繪圖面再申書差出候ニ付、更ニ別紙之通副申候條、可然御取計相成度、此段及御回答候也。

明治十八年十一月十三日

本廳庶務課宛

印南郡役所

再申

私等謹テ再ヒ上申スル所ノ要旨ハ、曩ニ奉呈セシ兒島氏ノ墳墓地御認定之儀、別紙書面ノミニテハ、其詳細ヲ盡サハルヨリ、右參考トナル可キ古史類兵書等ノ沿革ヲ添ヘ、可差出旨ヲ以テ、一ト先下戻相成候ニ付、即太平記及播磨名所圖繪、播磨智惠袋等ヲ摘寫シ、左ニ陳呈仕候也。

兒島範長氏ノ戰死ノ地タル我阿彌陀ナルハ、本朝古史等ニ明著ナルヨリ、世人ノ國家ヲ思フモノニシテ、苟モ史乘ヲ緝クモノハ、本村ヲ往來シ、此墳墓地ヲ過ル時ハ、全氏ノ忠魂ヲ追慕シ、此ニ詣ツ

テ旅ヲ止ムルモノ、往々コレアリシヲ、古老ヨリ傳聞スル所ニシテ、近世我邦ニテ歴史ニ博涉セル頼山陽ノ如キモ、阿彌陀古驛ヲ過テ兒島範長ノ事ヲ懷ト題シテ詩ヲ咏セリ。古今ノ人皆ナク諳知セシハ、毫モ弁フ可カラスシテ、自然ニ時勢ノ至ラントスルモ、私等カ最モ怠ルモノ、如シ。既ニ延元ノ鬪戰ニ於テ、忠臣義士ノ名蹟ヲ同フシタル楠公及ヒ新田、名和ノ諸氏ノ如キ、各其戰死ノ地ニ於テ赫々タル社廟ヲ建設シ、其光輝照々トシテ天下ニ普及スルニ、特リ兒島氏ニ於テハ、維新以還最早十有八歳ノ久シキニ至ルモ、其事蹟ハ古刹ノ境隅ニ寥々タル儘ニシテ、未タ楠公其他ノ諸氏ノ如キ美典、盛祀ニ遇フコトヲ得サルハ、則チ私等ノ緩慢ニ因ルモノト云ハサルヲ得ンヤ。殊ニ閣下ハ敦厚ナル御念慮アリテ、私等カ嚮キノ上申ニ猶詳悉スベキ旨ヲ以テ、下附セラレシハ、信シテ疑ハサルナリ。以上述べタル處ハ、村老ノ口碑ニ存シタルト、我國史乘ニ載スルトコロヲ詳明シ、全ク兒島氏ノ戰歿地及ヒ墳墓ニ相違ナキヲ確乎ナラシメ、以テ別紙上申ノ旨趣ヲ、速ニ御許納アラシムコトヲ偏ニ仰キ候也。

兵庫縣播磨國印南郡阿彌陀村

明治十八年十一月 日

黒田耕一郎 印
黒田彦次 印

岩	尾	瑞	明	印
富士	原	源	十	郎
多	田	祥	空	印
羽	黒	真	良	印
山	下	元	隆	印
松	本	利	平	印
梶	原	嘉	七	郎
				印

兵庫縣令 内海忠勝殿

備後守兒島範長墳墓之義ニ付副申

本郡阿彌陀村黒田耕一郎外八名ヨリ、故兒島備後守墳墓之義ニ付、伺ヒ上申書差出候處、庶務課ヨリ照會之次第モ有之、猶又別紙古書類抜萃差出候ニ付、篤ト照考候處、太平記ニ、阿彌陀カ宿ノ邊迄云々トアリ。又辻堂ノ中ニ走入云々トアリ。右ハ即墳墓ノ在ル處、阿彌陀村大日寺ニ相違ナカルヘシ。該寺ハ天平年間創立ノ寺ナレトモ、屢兵火ニ罹リ、構造ノ殘少ナル辻堂ト均シキ者ナレドモ、其辻堂ト記シアルモ、又可疑ニ非ス。又播磨智惠袋ニ、伊保ノ庄ニテ追付クル云々トアリ。今墳墓所在

ハ、舊西阿彌陀村ニテ、伊保ノ庄ノ西極端ニ在レハ、當時備後守ハ赤松ノ兵宇野重氏等ノ爲メ追撃セラル所、全ク此村ニアル亦可疑ノ筋無之、且此墳墓ハ五輪塔ニシテ、碑面ニ曆應五年三月云々トアリ。曆應五年ハ、南朝興國三年ニ當リ、即備後守戦死後七年ナリ。然ルニ曆應ハ、北朝ノ年號ナレハ、備後守ノ爲メ、一應疑ヲ容ルノモノアレハ、當時足利家ノ最モ盛ナル時ニシテ、當播磨國ハ其寵臣赤松圓心ノ領地ナレハ、備後守遺臣ト雖モ、其忌諱ニ觸レンコトヲ怖レ、狂ケテ北朝ノ年號ヲ用ヒシ趣ハ、干今古老口碑ニ傳フル所ニ有之、尤モ右ニ關スル古記類、該寺ニ有之候處、爾來兵火ニ罹リ、悉皆烏有ニ歸シタル由、今其書類述ハ無之候得共、其口碑ニ傳フル所ト、其墳墓ノ形況ニ據ル時ハ、備後守ノ墳墓タル可疑廉無之相考候。但可疑ハ、太平記等所載ト齟齬ノ廉、即那波城主宇野重氏備後守ノ遺骨ヲ故郷ニ送ル云々トアリ。果シテ此事實アラシメハ、其郷里タル備前兒島邊ニ、其墳墓存在スヘキ筈ナルニ、戦死後五百年間、忠臣烈士ノ舊蹟、遺墳等累々彰明セサルナシ。而シテ著名ナル備後守舊里ニシテ未タ聞ク所アラサレハ、太平記所載コソ尤疑フ可シ。且宇野重氏ハ備後守同郷親屬ニシテ、赤松家ノ配下ニ屬シ、備後守ヲ追撃シ、備後守戦死後ニ至リ、其同親屬タルヲ了知シ、陰ニテ保護シタルヲ顯然タレハ、之ヲ郷里ニ送ルトアルモ、其實該地ニ葬リ、殊更ニ備後守ノ姓名ヲ隠匿シ、年號、年月等ノミヲ誌シタル者ナルヤモ知ル可ラス。要スルニ、此一點ノミ太平記等ト

符合セスト雖モ、今其實蹟ニヨリ之ヲ徵スルトキハ、前條ノ通り相違有之間敷相考候條、村民願之
通り墳墓公認相成候様仕度、此段副申候也。

明治十八年十一月十三日

印南郡長 下田 重復 印

兵庫縣令 内海 忠勝 殿

以上の諸上申書が、提出せられたので、縣廳から、内務大臣へ、次の上申書を提出するに至つたのであ
る。

兒島範長墳墓地之義ニ付稟申

故兒島範長贈位宣下之義ニ付、去ル十六年九月十四日付庶甲第壹四九七號ヲ以テ及上申、爾來專ラ
墳墓所在地探究候處、縣下印南郡阿彌陀村黒田耕一郎外八名、並ニ飾磨郡白濱村澤田藤七治ヨリ、別
紙書類寫之通願出候ニ付、照查候處、右藤七治ヨリ差出候舊記之如キ紙類ハ、稍舊時之觀ヲ存シ候
ヘ共、書體、墨氣等ニ於テハ、決テ康永年間之物トハ難認、且他ニ徵憑スベキ事跡モ無之、畢竟誤謬
相傳フ一家之遺書タルニ過キサルモノト存候、依テ猶照考候處、太平記所載阿彌陀ケ宿之邊云々、
又辻堂ニ入云々トアルハ、黒田耕一郎等上申スル處、即墳墓所在地阿彌陀村大日寺ニ相違無之ト被

存候、該寺ハ天平年間ノ創立ニシテ、構造矮少、實ニ辻堂ニ均シキ一小刹ニ有之候趣、太平記中辻堂
ト記載アルモ、深ク疑フヘキニ非ス。且播磨智惠袋ニ、伊保之庄ニテ追付云々ト有之、阿彌陀村ハ
即チ伊保ノ庄之西端ニ當ルヲ以テ、其地タルモ又疑フヘカラス。且右墳墓ハ五輪塔ニシテ、碑面曆
應五年三月ト有之、其南朝之年號ヲ刻セザルモノハ、當時足利家威勢最盛ナルノ時ニシテ、其寵臣
赤松圓心播磨國ヲ所領スルヲ以テ、建碑者其忌諱ニ觸ル、ヲ恐レ、枉テ北朝之年號ヲ用ヒ、猶殊更
ニ其姓名ヲ陰匿シタル趣、于今古老之口碑ニ傳フル處ニ有之、尤モ右ニ關スル舊記等ハ、該寺ニ保
管有之候處、爾來兵燹ニ罹リ、今日證徵スヘキ書類ハ無之候得共、右ノ如ク史乘ト口碑之傳フル所
ニ徵スルキハ、右五輪塔ハ、即備後守墳墓タルハ不可疑ニ付、此際公認可致ト存候得共、爲念別紙書
類寫相添一應及稟申候也。

追テ本文認定候上ハ、位記宣下之義ハ、縣官出張、墳墓ニ向ヒ告祭可致見込ニ候得共、其宣旨ハ該
寺住職ヘ保管可爲致哉、又ハ有志者ニ於テ、既ニ公認ノ日ヲ待、社宇建設ノ計畫モ有之趣キニ付、
追テ落成之上、神官ニ保管爲致可然候哉、併テ仰御指揮候也。

明治十九年一月二十一日

縣 令 名

内務大臣宛

此の縣廳からの稟申に對して、内務大臣から下の通、朱書の指令があつた。
書面伺之通。

但宣旨ハ該寺住職へ保管爲致、告祭ハ執行ニ不及義ト心得ヘシ。

明治十九年二月十日

内務大臣 伯爵 山 縣 有 朋

茲に於て縣令から、印南郡役所及び大日寺へ、次の如き達があつた。

印 南 郡 役 所

其部内阿彌陀村大日寺境内五輪塔ヲ以テ、兒島範長ノ墳墓ト定メ、贈位宣旨、該寺へ交付候條、此旨
心得ヘシ。

右相達候事。

縣 令 名

印南郡阿彌陀村

大 日 寺

其寺境内ニ存在スル五輪塔ヲ以、兒島範長ノ墳墓ト定ム。

右相達候事。

明治十九年二月十六日

縣 令 名

それで、此の年二月十八日位記宣旨を、大日寺へ交附し、翌十九日縣令から内務大臣へ、次の上申をな
した。

兒島範長墳墓地ヲ公認シ贈位宣下傳達濟ニ付上申

兒島範長墳墓地之義、曩ニ上申之末、本月十日記御指令ニヨリ、縣下播磨國印南郡阿彌陀村大日寺境
内五輪塔ヲ以、右範長ノ墳墓ト公認シ、兼テ御達ニ依リ、當縣ニ於テ保管罷在候贈位宣下、本月十八
日該寺へ交付候條、此段上申候也。

明治十九年二月十九日

縣 令 名

内務大臣宛

又翌々二十日大日寺受持全所時光寺住職大僧都多田祥空氏から、贈位宣旨の御請書を、縣令代理少書
記官男爵池田德潤氏宛に差出した。

斯くの如き徑路で、大日寺の五輪塔は、遂に兵庫縣令内海忠勝氏から、公認せられたのである。當時
阿彌陀村の人民は、前に詳述した如く、約二ヶ年半も極力運動し、巨額の費用を支出して、此の成功を

得たのであるが、一方別所村は、折角真正の墳墓所在地であるにも拘らず、其の村民何等の運動もな
さずに居たのである。これは當時村内に相當な具眼者や識者が居なかつた爲めか、或は史蹟名蹟の保
存顯揚に意を注ぐ者が無かつた爲めか、何れにしても冷淡に看過して、遂に真正の史蹟名蹟を溼滅に
歸せしめんとし、果ては其の墓所も愈荒廢に至らしめて今日に及んで居るのである。誠に遺憾痛歎の
極といはなければならぬ。然し一朝此の大日寺五輪塔公認の事あるや、却つて他の町村の人士は、此の
眞相を謬つた處置を非難する者も有つた。又地方史家は、擧つて公認反對説を唱道したのである。爲
に一時は世上喧争の論議が行はれたのであつた。此の餘燼は今日尙全く消えずに存して居るのであ
る。

後明治二十七年に至り、印南郡有志者相謀つて、範長の墳墓碑を建立せんとし、其の碑文を龜山雲
平翁に囑した。翁の碑記稿も出來上つたのであるが、遂に建設に至らずして止まつたのである。其の
碑記稿は次の通である。

贈從四位故備後守兒島範長公墳墓碑記

明治中興、百度一新、古今忠烈之士、皆有贈位之典焉。其十六年八月六日、故備後守、兒島範長公、以
特旨贈從四位、又其十九年二月十八日、兵庫縣廳、命播州印南郡阿彌陀大日寺、以其境內所存

五輪塔、定爲公之墳墓、因併付贈位之宣書、於是乎、公之大節益著、而數百年未確知之墳墓亦一
定、公之忠魂永有所憑依焉、不亦盛乎、謹案、公本姓三宅氏、諱範長、備前人、居其兒島、故稱
兒島氏、蓋公與子備後三郎高德、夙憂王家之式微、竊有興復之志、非一日也、後醍醐帝之狩笠
置也、公父子慨然欲赴援、聞笠置陷、不果、既而帝遷隱岐、時元弘二年也、明年帝出隱岐、依伯
耆名和氏、以船上山、爲行在、公父子乃赴行在、官軍益振、車駕遂發、船上山、還京師、明年乃爲
建武元年、而中興之業、公父子與有力焉、三年足利尊氏、與弟直義西走筑紫、赤松則村應之、新
田義貞圍之播州白旗城、曠日彌久、未能下也、尊氏將水軍、直義將陸軍、水陸並進向京師、公父
子起兵於備後熊山、與脇屋義助策應、且戰且走、赤松氏兵追之、高德創劇、公託之於僧寺、與追
兵二十八戰、及播州阿彌陀驛、悉亡其兵、所餘僅五人、公與伏、又死焉、所謂大日寺境內、今所存
五輪塔、其所刻文字、曆應五年三月九日敬白、一結講衆等、十五字僅可見而已、曆應乃北朝光明帝
年號、其五年則帝之康永紀元、而南朝後村上帝與國三年也、距公戰死僅六年、時結講社者、或爲
公立此塔、亦未可知、此官之所、以凡此塔爲公之墳墓者歟、抑忠烈之事、古今人心之所同感
奮、故其人在夷狄、猶足以興起人心、矧在吾神州者乎、何不感奮興起乎哉、本郡有志諸氏、欲
立一大碑石於其五輪塔畔、表章公之精忠大義於天下萬世也、使雲記其概、雲亦本州之民、而深

欽此舉之爲義舉也乃不自揣謹爲之記云。

明治二十七年四月上游

龜山雲平謹識

後明治三十六年十一月、我東播の地に陸軍特別大演習が舉行せられ、其折先帝陛下御統監として御行幸あらせられたが、同月十三日範長に位階陞叙あつて正四位を贈られたが、其の位記は、當時舊參河國田原藩主子爵三宅康寧氏の許に傳達せられた。然るに大正二年五月に至つて、時の印南郡長堀江虎五郎氏は、大日寺五輪塔を修理し、外垣を繞らし、傍に贈正四位兒島範長公之墓と刻んだ碑を建てた。又別に一碑を建て、其の事を誌した。其の刻文は下の通である。

本郡阿彌陀村大日寺境内兒島範長公墳墓甚荒廢。因使屬僚井澤恒三郎謀修理。即得郡内町村長之贊助醴義金設外垣工成。錄義捐者氏名于此。以傳不朽云。

大正二年癸丑五月

印南郡長從六位勳五等堀江虎五郎

此の刻文の後に曾根町以下郡内各町村有志者の氏名列舉してある。然し此の中に別所村の者は、一名も誌して無いのである。それは前にも述べた如く、範長の墳墓は、六騎塚が真正のものであるとい

ふ理由の下に、六騎塚の所在地たる別所村の人民は、誰一人も此の舉に賛成せず、醴金もしなかつた爲である。此の事は特に吾々の注意すべき事實であるから、茲にいつて置く次第である。斯る微細な所にまで、今日尙公認反對の氣風が存することを知り得るのである。

七 結 論

以上縷述した如く、南朝の忠臣兒島範長真正の墳墓地は、別所村北宿の六騎塚であつて、曩に兵庫縣令の公認した阿彌陀村大日寺境内の五輪塔は、決して其の所で無いことが明かつたであらうと考へる。由來忠烈の士の遺蹟で、歲月を経るまゝに湮沒を來し、果ては其の真相を謬つたものが多い様である。我郷土印南郡に存在する此の勳王忠臣の遺蹟も、亦其の一であるに信する。已に此の事に關しては、前にも詳論した通であつて、又諸先輩の所説でも明かる事であるが、就中滑川友市氏が、他日贈位祭典等行はるゝ時は、この六騎塚に報告せんこと至當と云ふべし。(誤れる範長の墳墓)と喝破し、又高濱信民氏が、

南朝の忠臣兒島備後守範長の墳墓に付き、從來世の疑問に屬し、曩に贈位の御沙汰ありたるも、其

際當局調査考証の粗雑と慎重を缺き、單に太平記に載する處に仍り、妄りに想像を加へて上申せし結果、疑問中に贈位の典に及びたりと雖も、素より事實に於て符合せざるのみならず、單に一基の五輪塔在るを認て、之に信頼して臆説を加へたるに過ぎず。故に世の疑問は益々其聲を高むるのみ。(中略)況や阿彌陀村大日寺境内に在る五輪塔の如き、稍疑ふは理由なきにあらざるも、印南郡長として上申する以上は、充分の考証を爲さざる可からざるに、唯太平記を丸呑にして、範長始め六騎の終焉も、所謂辻堂も、大日寺なりと爲すは、臆測も只甚だし。太平記中、阿彌陀の宿の辻堂とあるを、大日寺と推定せしも、大日寺には、古來六騎と何等關係の口碑傳説なし。單に疑問の五輪塔一基の爲に、充分憑據信認するに足るべき口碑傳説と付隨の事柄の存在をも無視没却することは、余等解し能はざる處なり。(世の疑問に係る兒島範長墳墓調査の記)

と痛論して、公認地反對の意を表せられたのは、實に至言といふべきである。夫範を忠良の偉績に求めて、特に天下の耳目を惹くものを擧ぐれば、世人は先づ最初に元弘建武の功臣に指を屈するであらう。兒島範長は子高德と共に、其の一代の勇烈偉勳、其の終始一貫の忠誠は、洵に範を長へに後昆に垂れたものである。其の死後五百歳を経て明治年間に至つて、再度贈位の恩命に浴して、聖恩枯骨に及んだのは、吾々の感泣に堪へざる所である。然るに當局其の墳墓地の認定を認つて、世人に大なる疑惑

を抱かしめるに至つたのは、天下の風教振作上からいつても、又史蹟顯揚上からいつても、返へすくも痛歎の極といはなければならぬ。一日も早く其の眞正の墓所を闡明して、世人の疑惑を氷解し、其の忠烈を顯彰して、萬民をして益欽仰せしめる所があらねばならぬ。範長は其の子高德と共に、楠・新田・名和等の諸公と相並んで、其の精忠は天下萬民の能く識る所である。忠孝本を一にし、忠君愛國其の義を同しするは、是我國體の特色ではないか。克く忠に、克く孝に、億兆心を一にし、世々厥の美を濟せるは、また我國體の精華ではないか。吾々は須く此の精忠至誠の一大功臣の遺蹟を顯揚して、益天下の士氣を振作し、愈風教の善美を致し、一旦緩急あるに當つては、義勇公に奉し、天壤無窮の皇運を扶翼すべきである。近時風教漸く弛み、世道人心の荒亡或は將に度なからんとするの際に當つて、特に自分が本篇を公にしたのは、聊尊皇奉公の精神鼓吹の微衷の一端を表したに外ならぬのである。已に楠・新田・名和等の南朝勤王諸公には、社祠の造營があつて、常に其の祭祀を盛んに行つて居る。然るに此等の功臣と世人に並稱せられ、傳唱せられて居る此の忠臣に至つては、其の眞正の墳墓は毫も顧みられず、荒廢の儘に委せられて居る。又只今日吉野宮の一攝社として祀つてあるに過ぎぬのである。誠に遺憾の至である。冀くば速かに其の墳墓の修理を行ひ、尙進んでは、新に其の地に社祠を創建し、他の諸公と其の社格を同一にし、祭祀を盛んにして、其の忠烈偉勳を千古不朽に表彰するの

附
録

兒島範長墳墓考 終

典を行ひ、以て天下萬世の龜鑑として、景慕欽仰の實を擧げんことを、切に祈る次第である。

九六
(大正九年十月十三日稿)

附
録

兒島範長墳墓考 終

典を行ひ、以て天下萬世の龜鑑として、景慕欽仰の實を擧げんことを、切に祈る次第である。

九六

(大正九年十月十三日稿)

兒島君石碑建立由緒書

左和田範一誌

去ル二十ヶ年前、河合寸翁様より思召にて、仁壽山の御呼出シ之處、菅野武助殿、高橋鈿助殿より、村方三郎右衛門、私兩人に、其村方ニ兒島備後守範長一族六人討死之場所有之候ニ付、石碑相建可申様被仰付候得共、私若年故、右世話等も行届不申候故、其儘差置候。

一其の高橋竹堂殿并菅野五郎左衛門殿ヲ以、右石碑相立可申様被仰候得共、其節もよき世話人無之、又候等閑ニ相成過行申候。

一猶又長澤小太夫様厚思召ヲ以、右石碑彌相立可申旨、黒田彦藏并私へ被仰付候へ共、其節茂又々等閑ニ相成候。

又其後下田重次郎殿、菅野堅助殿及外ニ二人私方に御出被成、右石碑棹石は再興寺野と申所ニ、河合寸翁様御取寄之石有之候間、則この石ヲ以相彫候様も被仰候得共、能キ銀主無之相談落合不申、又

候其儘ニ相成候。

一其後弘化年中、藤本騰一郎殿、安積三間右衛門殿、社領見分ニ御出被成候節、當村ニ有之六騎武者塚ニ、石碑相立申事、前々より寸翁様思召厚事故、彌是ヲ相立可申様被仰候ニ付、漸相談落合、左之通願書相認差上申候。

奉願上願書之事

當村地内往還之傍ニ、自往古御座候六騎武者之塚と申傳御除地にて古墓御座候處、往昔兒島備後守範長主従六人討死之場所と言傳居候處、此度所々之施主人より塚石相建申度由申來候。右之趣於村方も故障之儀無御座候間、石碑相立申度奉願上候。何卒右願之通被爲仰付被下置候ハハ難有奉存候。己上。

弘化三年午閏五月

西牧組北宿村惣代

惣 四 郎
熊 右 衛 門
組頭 治 左 衛 門

右之通奉願上候處、閏五月十八日ニ御用場にて、願之

通被仰付候由、宗門御役所并御代官様より被仰渡御座候。

惣 左 衛 門
庄屋 澤田清左衛門

右之通奉願上候。

大庄屋 内海三之助
後見 黒田民助

宗門御奉行所

道方御奉行所

中新井奎右衛門様御役所

右公邊相濟、藤本様、安積様、右石碑寸法相定、石工ニ爲積候所之石碑圖如此。(圖略ス)

右ニ付、銀子入用之儀有之相談仕候處、御兩人様并在年行司横山利兵衛、黒田民助各々へ相談致候處、藤本様、安積様被申候ニは、先年坂井村燒堂ニ、かほや御前石碑相立候節、御領中より銀子半數差出し、御上様より半數下り申事有之故、此儀先規之形を以、御領中大庄屋、鯛本衆中へ、藤本様、安積様御出被成相談落合、此儀大庄屋衆御代官所へ被訴出候處、近比御儉約之折柄ニ付、相成不申由被仰出

候。然處下拙御役所の御召、何分此儀は同志之者斗にて相立可申と被仰付候ニ付、彼是延引之内、右御
兩所様方御役替ニ相成候故、其儘相成通行候。然ル處、嘉永二酉之四月中、眞禪寺住職届ニ大坂御番所
の下拙村役人ニ而罷出、御用相濟、逗留中、江戸表之人ニ邂逅致、此人段々被斷候は、兒島備後守範長
公は、楠公ニ不劣忠勇絶倫故、於播磨尤大切也。依之石碑可爲嚴然事相當り候不捨置、今一度責〇致尙
求同志可勵事と被仰、尙又備前、備中子孫多く有之故、委細ニ可達尋問旨被申聞、依之下拙四月十一日
出立ニて致乗船、象頭山へ參詣仕、歸路備前之家士兒島惣治郎殿へ尋參り候處、勤役出府留主中不遂
面謁、歸りかけ、同國片上前川瀧藏并三木屋儀兵衛方にて、石碑建立之義咄致候處、此兩人尤被同候故、
十方喜捨積置歸宅致候。

夫より起心願。金毘羅山參詣之期、兩三年も右兒島惣治郎殿相尋候得共、干今歸國無之、扱下拙歸宿
かけ又候長澤様へ參り、斷之序、備後公塚石迄取寄相企候處、未滿心願捨置儀其數敷之第一也とありて、
篠崎庄太郎殿、宇都木和平次殿以兩人指揮可致旨可申付と被仰、依而又候相建申度旨願出候處、爲大
名之石碑故、由緒不健候而は不相成趣被仰聞、精々相正候處、右六騎討死之内和田四郎範家之嫡孫相違
無之由訴出候處、蒙免許、則願書認差上ル。

奉指上願書之事

一當村往還傍ニ、自往古六騎武者塚と申御除地ニ古墓御座候。右は兒島備後守範長主従六人討死之
場所と承り傳申候。右範長ニ隨從之内、和田四郎と申者、當村方ニ相殘、其子孫左和田と相唱、私先
祖は則左和田と唱候處、天正之比、村内池澤之上に轉宅仕、夫より澤田と相改候由申傳ニ御座候。尤
村内同姓之者も數多有之、此度申合、右御除キ地之中ニ、別紙繪圖面之通、石碑相立申度奉願上候。
尤右場所之儀ハ、御除地之儀ニ御座候得者、御田地之障ニ相成不申、村方一統何之故障も無御座候
間、何卒右願之通被爲仰付被下置候ハ、難有奉存候。己上。

嘉永二酉年十一月

西牧組北宿村願人

澤田清左衛門

同姓惣代

右願之通、十一月廿八日之

熊右衛門

御用場願書差上候處、殿

善七

様御伺之上、御開濟ニ御座

惣左衛門

候由、宗門御役所より被仰

九兵衛

付候。以上。

組頭

次左衛門

惣左衛門

庄屋

澤田清左衛門

右之通奉願上候。已上。

大庄屋

内海三之助

大橋傳左衛門様御役所

宗門御奉行所

道方御奉行所

右願書相納リ、夫々御役人衆中様へ御禮まわり相濟申候。

抑北宿村往還のかたわらに、昔より六騎武者の塚と申傳へる處あり。是は古後醍醐天皇の御時、備

前の國住人、兒島備後守範長とゆふ人、帝の御味方に屬して忠戦をなし、建武三年五月十九日、八十
三騎の小勢にて、赤松の大軍と十八度まで勇戦して、殘兵わずか六騎となり、自殺せし處にて、範長
か精忠を盡せし事ハ、清書に詳なるゆへつふさに記さす。誠に珍敷古跡なれども、五百餘年の星霜
をへて、草花々と生茂り、たれとふ人も希なる事悲歎にあまれり。依て此度墓石を建て、忠義名跡を
千歳の後に傳へん事を計て、四方同志の人々に助力をこいねこふと云。
右塚ハ播州印南郡北宿村にあり。

嘉永二年蒙御免石碑を立申候。左和田清左衛門範一。

(此ノ文ノ下ニ、當時ノ六騎塚、石佛古木二本立テ爾圖ヲ書キ、朱書ニテ御除地、右塚ハ澤田清左衛
門の御田地之中に有之候。ト記シ、又別ニ裏面ニ、現今ノ六騎塚ノ木版圖ヲ附シ、圖ノ上ニ兒島備後
守範長、和田四郎範家、今木太郎範秀、同二郎範仲、中西四郎範顯、松崎彦四郎範氏、建武三年五月十
九日主従六人討死墓、右塚の古跡ハ、播州印南郡北宿村にあり。嘉永二年蒙御免石碑を立申候。左和
田清左衛門範一。ト刻シアリ。兩圖共ニ略ス。)

一右棹石、攝州御影村より船場川に着。吉田町石工久八、職部屋にて荒造り致夫より市川へ船廻シ、
大石之事故、逆も不及人力故、御上機車力拜借、道中無難、六騎塚迄引取申候。則嘉永二酉ノ二月よ

り普請ニ取懸。

嘉永三戊四月五日、領主御家臣職方中村長藏殿、太田平治殿在中巡見。御用上下十人斗下拙宅止宿也。翌六日早天飯前、右六騎塚普請中故見廻旁御出張之所、就中備前御家臣兒島惣治郎殿廻り被懸、具足櫃下札ニ目ヲ付、此兒島氏は若哉由緒有之人にてハなきヤ可相尋と被申、則拙者立向ひ相尋候處、いかにも身ハ兒島血統之由被申候ニ付、即境内ニ而、兩臣御對面、時氣之挨拶、身ハ當國雅樂頭家臣某と申、御自分とは相尋られければ、身は備前内藏守家臣兒島惣治郎名乗、江戸表出勤御暇玉ハリ歸國也。扱此處ハ備後守一族六騎之者戰死之場所歟、不圖諸墓前爲本望と暫ク合掌口誦回向也。然而下拙申出候者、今般蒙上意石碑建立之旨、委細ニ斷仕、先途中御用之義は、何角ハ逐而可承由にて、其日ハ互ニ東西ニ告別離候事也。其后長澤小太夫様へ、石碑銘表書願出候處、早速御承引、併於備前國中、若哉如此石碑有之候而ハ心配故、其方彼所ニ參り有無可探旨被仰候故、畏リ歸宿、直翌々之比、下拙備前向參向、彼兒島惣治郎殿ニ見參仕、右之趣逐一相窺候處、凡近邊ニは無之、併國中ハ廣キ事故、逐日委細ニ尋、後日以書中申遣様被仰候故、即刻歸國仕候。逐而四月十九日認之書狀到來。則披見。

以手紙申入候。過日は途中初而得御意候。其節御咄有之候。和田範長石碑之義相尋候處、備前國中ニは無之間、左様御承知可被下候。此度御目論見有之段致感心候。先は右之段得御意如此御座

候。恐惶謹言。

四月十九日

兒島惣治郎書印

澤田清左衛門様

且又惣治郎殿思召、同國丸山曹源寺和尚之手跡、又勢州松平越中守様御藩中河上太夫殿書と兩種被差送候得共、右兩紙共細ク寫リ不申故、相止ミ申候。其后長澤様へ備前より之一通持參御披見之上、彌御認ニ相成申候。備後守兒嶋君墓。是より百日結齋被成、其間丑之時より衾を離れ、毎朝二三枚宛丹練出精、漸出來、礪ニ欲彫入處、寫取難澁を申出、直書を願、則來駕、手跡美事ニ出來、則彫込是也。

指上申願書之事

一當村地内往還端ニ、兒島備後守範長戰死之場所六騎武者塚と申御除地ニ御座候。右場所ニ範長之石碑相立申度段、先達而繪圖面を以御願奉申上候處、御聞濟被成下置候ニ付、難有奉存候。早速普請ニ取懸リ候處、右石碑通り粗出來仕候ニ付、右指上罷在候、繪圖面之外ニ、圍石玉垣仕度奉願上候。且右玉牆ニ施主致吳候同志之者名前入レ記し建置申度奉願上候。右願之通被爲仰付被下置候ハ、難有奉存候。已上。

嘉永三戊年十一月

西牧組北宿村願人

左和田清左衛門

組頭

治左衛門

惣左衛門

庄屋

澤田清左衛門

右は十一月廿六日之御用場にて、

願之通被仰付候様、道方御役所よ

り書狀参り候。并十二月二日ニ

宗門御役所、御支配御役所之組頭

惣左衛門右ニ付罷出候處、右願之

通被仰付候様被申渡御座候。

大橋傳左衛門様御役所

宗門御奉行所

道方御奉行所

嘉永四亥年八月廿五日首途心願ニ付、讃州金毘羅山へ参詣日記。

片上定宿。

加賀屋 前川 哲藏

世話人 三木屋儀兵衛

同廿六日有年宿泊。廿七日片上泊り。廿八日晚方より、丸龜へ渡海。二十九日金毘羅山へ参詣。同夕乗船。九月朔日備前瑜伽山へ参詣。同所禁ニ而一宿。

定宿 竹嶋屋 松五郎

同所易者 三宅喜藤治

九月二日此二人世話爲致、竹嶋屋同道、兒島郡常山へ登り、尤禁はより村久正寺へ参詣。山奉行中嶋源吉殿方へ立寄、案内者相頼、夫より兒島備後守城郭跡拜見仕、右城中天守臺申所之土少々持、宇都木村へ下り、秀天村と申茶屋ニ而休息。夫より

大崎村庄屋 三宅治三郎

右治三郎手紙ヲ持、田井村庄屋治左衛門方ニ而直嶋渡海之義相頼、同村之丁場と申所へ罷出候。尤是迄瑜伽山より兒島郡也。此所ニ秀吉公より松平阿波守様御拜領之石數多有之、是ハ石山御城御普請石之残りと申傳、徳嶋之御家中より番人有之、夫より晚方讃州直嶋へ渡り、與市座十藏と申者ニ一宿。翌

同所庄屋三宅源左衛門社家三宅日向守此所ニ而諸書并系圖等品々拜見。尤源左衛門殿は、御公儀浪人也。則宿十藏船にて、備中國玉輪へ渡海。四日朝着。

玉輪中買町庄屋

あたらし屋 三宅茂兵衛

新町こめ屋 三宅八十八郎

横町吉野屋 三宅平藏

範長公子孫故、何角相頼申度立寄候處、留主故子息へ咄置。

矢出町庄屋

不參 木曾屋 三宅半兵衛

留主 連島庄屋 三宅直吉

全 御用邊 三宅定太郎

子息ニ面會咄置。

四日泊り。

夜分ニ付不參。 倉舖本町 松葉屋友助

同所庄屋 三宅丈平

五日五ツ時岡山へ出。

西川筋のどの町

兒島惣治郎殿

同 順吉殿

同家より香料壹封并玉垣施主料出受納致立出。

東三家下ノ町

三宅與左衛門様

是又兒島子孫也

五日香唐登村酒屋和田惣右衛門一宿。

六日片上へ出ル。兒島郡八濱と申所社家備後守殿より母衣拜領所持之由、承り候。七日夜歸宿。五月中辻川三木慎三郎殿盡心勞漢文出來ニ候得共、篇と調之上彫入候様ニ相成、依而左ニ扣置。

播州印南郡北宿村南六七十步。有ニ古墳。俗傳、稱ニ六騎家。延元元年。兒島範長君戰歿、處。其族今木範秀・今木範仲・中西範顯・松崎範氏・皆殉之。有ニ和田範家者。亦其同族。而獨不レ死。裏ニ其葬事。遂ニ留處ニ焉。其稱ニ六騎者。蓋併ニ之也。延元距今。五百有餘歲。歷年之久。人或ハ誤リ認ム

忙墳。北宿郵吏左和田範一。恐其愈久而愈失也。請官樹一巨碑。表曰備後守兒島君墓。又別建一碑。詳記其姓系事實。於是乎義死之跡。萬世弗澆滅。範一之志可謂動矣。範一。範家之裔也。範家留處之後。枝族漸分。竟成一村。北宿即是。其居道右者。稱右和田氏。左則左和田氏。範一其宗。云。範一屬予。記其顛末於碑陰。予家出。自豫之河野氏。兒島河野。本爲同姓。則範一之舉。予所當慕。況其乞記。予何敢辭焉。辻川三木慎三郎越智通深識并書

嘉永四季辛亥五月十九日

左和田清左衛門範一建

嘉永五年二月、加西郡中野村庄屋三宅弥太夫殿、同忠藏殿子孫之由承、即尋參候處、無紛子孫也。古書品々拜見。直様歸宅。閏二月十四日首途ニ而心願ニ付、西國觀世音順拜。法華山へ參詣。夫より丹後國へ越、靈場順拜。同三月七日熊野大權現へ參詣。竹ノ坊ニ宿。其節兒島子孫有無相尋候處、則此大藏子孫之由、扱去ル節伊豫國河野伊豫守通直公家斷絶ニ付、守刀、系圖等奉納之由傳聞、依而拜見願、諸品種々圖書共寫取持歸ル。夫ヨリ京都へ罷出、長澤様、篠崎様手紙を持、石田東作より手筋を求、公家方千種御殿へ御歌一首願置、歸宅。其後越月度々御尋申候得共、未下り不申と申事故、又九月九日首

途ニ而、高砂祭禮見物と申なそらへ置、京都石田へ參り、再應願出候處、當夏已來御所勞之由ニ候得共、往昔後醍醐天皇爲朝臣之子孫故、粗楠公範長勳尤爲同日、吉野迄も遂供奉事明る故、無子細認遣スト有。即頂戴。御詠一首。

むかし兒島範長は、南朝にしたかひ奉りしか、播磨國印南郡北宿と云里に、敵の爲に一族六たりともうたれしかは、其子孫たる和田範一か、こたひ其所に碑をものして、あとのいとなみねむころなりと。亦範長か忠死は書に見へたれば、誰も知ることなれと、なほ萬代にくちさらんことをおもへるなるへし。此まめなるこゝろさしをめて、よみ遣しける。

正三位 有 功

かうはしき、名をもろともに、たつるかな、よしの、花の、あどをしのひて。

むかし、備前國三宅三郎か孫なる兒島範長は、南朝にめされて、忠勤人にすくれ、武勇他に異けり。しかはあれと、運盡て、播磨國印南郡北宿てふ所に、一族とも六騎戦死すとなん。その子孫左和田範一に至迄五百年。今なを此所に住侍れと、萬代の後にいたり、先祖の忠死の地を人しらすなりなむこと、いとほ意なきことなめればとて、あらたに、碑を立、すへの世まで、忠勇の名を知らしめんと

する、子孫孝業つくせりといふへし。ある人其事のよしを、予にかたりければ、予も又範一か心さ
しのみなるをめて、よみてつかわしける。

正三位 說

光

ものゝふの、ほまれをしるす、石ふみを、たつるいさをも、世にたくひなき。

山城國御所谷住人山岸備前藏之。

兒島高德君多武峯にて、

身をすて、墨の衣のうすければ、

また世の色に、そむるかなしさ。

高德より傳來武具、書類等品々此家に相藏申候。當時御公儀御巡見物同様ニ相成申候。

右滞留中、石田同道、狸橋西へ入處、佐々貴近江と云人宅へ伺候シ、武具并具足杯品々拜見、歸宿。翌
十六日六角堂へ參詣。夫ヨリ佐々貴同道、花園村山岸備前殿宅へ出向。範長公軍用旗、幕其外品々、又
代々之位牌法名入終日拜見。茶話數刻、此品々寶藏ニ納、尤大切故、水火の節、近村不殘相詰可守旨、從
御公儀免許狀拜領也。

則 由 緒

宇多源氏

左々貴源秀義三男

同 源盛綱十三代

江州蒲生郡御所内城主

兒島源姓定義四代

同 三郎兵衛尉光朝

令出家 夢也ト云

天正十六年從蒲生郡往テ住京師北在也。

息光忠 如元 大屋形仕也

光朝長男 兒島二三郎光忠

亨祿年中、秀次公有事之時、主君佐々貴源義郷朝臣被放領地給也。此時有故、兒島山岸ニ改、其後諸
候方ヨリ度々雖被召光忠不參。浪人相立。 兒島山岸二三郎光忠

十二代 山岸備前正勝

此家にて下拙物語候。加西郡中野村内弥太夫と申人も則古範長君子孫無紛と話候得は、然け以書中

施主之義可申遣と書狀認、懷中而歸宿。書狀之趣扣置。如左。

一筆致啓上候。未不得貴顏御壯健奉賀候。然此度印南郡北宿村左和田清左衛門儀、備後守範長君石碑則於北宿村相立候ニ付、下拙共も子孫之家ニ候間、右之趣當人申來候ニ付、段々是迄清左衛門心勞承り候而感悅仕候ニ付、何卒右碑玉垣之所、一族申合助合仕候ハ、於範長公も大悦之御事と奉存候間、下拙方よりも夫々同姓迄申聞合力可仕心底ニ御座候。何卒於貴所様茂、此段宜御頼申上候。尙京都に上京之節は、甚亂家ニ御座候得共、必く御立寄被成下候様奉待候。早々謹言。

九月十七日

山 岸 備 前

三宅 弥 太 夫 様

同十八日大坂へ出ル。

與 力 三 宅 裕 太 郎

同 心 三 宅 馬 太 郎

右之方々子孫之由、遂面話、夫よりして廿二日歸宅。所持之千種様并説光様御歌、姫府御家老中様御役方諸士の懸御目秘在。廿三日歸宿。

贈 長 澤 小 太 夫 様

石 田 東 作 書 面

任幸便呈愚札候。秋冷日々相慕候處、先以慶門被爲揃増御安泰被遊御勤役候由、恭悦至極奉存候。隨

而拙子無異儀罷在候間、乍憚御掛念被下間敷候。扱今般清左衛門儀、大望之儀存立候處、無滞過半成就、尊前様別而御高配被遣候由、右は先年寸翁君御在世中にも、毎度御禮被爲在候儀、其比も既ニ尊前様にも、右一儀ニ御懇願有之儀、此度出來、右ニ付彼碑名等御認拜見仕、乍失敬殊之外御見事ニ御出來、文字毎ニ大和魂相顯、誠ニ珍重ニ拜見仕候。大内貴人方へも、筆道御熱心之御方へ入御覽候處、大ニ御賞美之御事ニ候。碑名ニ彫付方ハ、猶更御見事之由、永々萬年御芳名相殘候儀と奉祝候。御歌之儀、當春範一相頼申候ニ付、千種殿へ願置候處、春來御持病氣ニ而延引ニ相成來候處、今度能々範一内々上京ニ而、此段申入相願候處、今以實ニ御勝不被成候得共、此度御清書被成御遣し、右碑之裏ニ彫入候ハ、表御染筆猶更美々敷相成候半と奉察候。何卒拙も來春ニ又々〇之儀被仰付候ハ、拜見可仕と相樂罷在候。右ニ付當地ニ連綿と相續仕居候兒島備前と申郷士ハ、範一引合申候所、荒増自古來持傳へ品入一覽候由、何分當時秋入最中ニ而、閑暇も無之、猶來春ニても罷出候半、高德より傳來之諸品不殘人一覽候様と申事ニ御座候。何分素性儲成儀ニ奉存候。委細ニ範一より御聞取可被下候。此度ハ幸便ニ何御献上仕度候得共、差當り見付も無之、有合之相菓進上仕候。御笑納被下候ハ、大悦仕候。

一近來ハ武事耳にて、御茶事も餘り流行不仕候由、承知仕候。乍併御好奇之御事故、不相替御樂も有

之儀と奉存候。

一私事近來追々分身。當時小兒六才、四才、當才、男子三人ニ相成、中々風流之筋へも手回り兼、日々に俗事に奔走殘念成事ニ奉存候。御察可被下候。

一太七郎様にも、御無沙汰勝、定而茶事も不相替御慰有之候事と奉存候。此節珍敷釜ニツ斗賣物御座候。若御覽被遊。思召候へ、先方へ引合見可申候。先ハ任幸便御安否奉伺度、早々、如此御座候。大七郎様にも不能憑書、乍憚御面會之節、可然御傳言奉希候。早々以上。

九月十八日

長澤小太夫様

石田東作

一筆致啓上候。秋冷日々相増候處、彌御安泰ニ被成、御勤役珍重奉存候。隨而拙無異儀罷在候。御安意可被下候。扱貴君ニも追々御轉役御上首尾之由承之、實ニ大悦ニ奉存候。此度北宿村清左衛門儀上京、御地之御模様とも委細ニ承、同人にも御傳聲被成候深恭奉存候。扱同人、此度相企之儀ニ付、當春より千種家へ御染筆物相願置候處、何角と御面倒ニ被思召、其上夏中ニ御持病御差發之様子にて、御出路も不被下候處、此節漸御出來ニ候得共、今以快方と申にても無之旁、御不出來之由、吳々も御斷之事ニ御座候。右ニ付先年寸翁大君も兼而思召有之、碑名和文に而被遊度、私にも慰旁、右之

和文相認試可申と被仰下、先年相認免入御覽候處、思召に入不申所、御添削も有之候得共、實ハ思召にも入不申、今一度相考試可申旨ニ而、其儘ニ相成行候事ニ御座候。既ニ其比長澤君へも、御禮申上候處、御同君も兼而之思召之由、其比御咄承リ居候事、此度清左衛門勤勞ヲ不願、大望成儀先日出來之由、定而寸翁君ニも御本懐ニ思召候事ニ御座候。貴君にも當時御役前ニ而折々御見分も有之由、何卒御指揮被成下、無滯出來仕候様、御願申上候。又々山城邊兒島之三宅之子孫も少々有之候間、是等へも申聞せ候て、少々たり共助成爲致申度と奉存候間、何分宜奉願上候。先は任幸便此儀等御願申上度、御傳言旁、御禮申上度、如此御座候。己上。

九月十七日

太田彦左衛門様

石田東作

如此書狀ニ通寫置、御銘々へ返納仕候。九月廿八日了。

奉差上願書之事

一當村往來傍ニ御座候、兒島備後守一族六人之石碑出來ニ付、此度京都千種三位有功公、北小路三位説光公御兩人様、御文御歌共罷下候ニ付、右石碑之左右ニ堀付申度奉願上候。右之段御開濟被爲下置候へ、難有奉存候。以上。

嘉永五子年九月

三

西牧組北宿村願人

左和田清左衛門

組頭

治左衛門

惣左衛門

庄屋

豊吉

後見 西阿彌陀村庄屋

黒田民助

右之通奉願上候。以上。

大庄屋

内海重郎太夫

宗門御奉行所

土井大炊頭様御家中、御代官牧山惣助様大坂より歸村之節同道仕候。

右之通九月廿八日願書奉指上候處、十月朔日御役所より御召之節、則千種様并北小路様御詠歌奉入御覽候處、殊之外御賞感有之、其節兒島範長、和田範家之由來等委曲奉申上候様、被爲仰付候節奉申上候。以上。

先達下拙上京仕、兒島之子孫と申候御所谷花園村山岸備前宅へ參上仕、先方系圖等又ハ先祖代々位牌、武具、馬具等拜見申、猶私方系圖等引合度候ニ付、書類先方ニ預置申候。近々取寄奉入御覽候趣、申歸候。

一同十月十四日加西郡中野村へ罷出候は、前文ニ有之候京都華園村山岸備前より、右中野村三宅彌太夫へ九月十七日出之書翰持參ニ而、同家へ參り委敷相咄候處、先方ニ而も大ニ感心いたし、當春も御尋問被下、毎々御懇志之段不淺、拙者ニおゐても大慶仕候故、御同容抽丹誠御助成可申段申し、猶又隣郷小野町舊家御家中並三宅訴左衛門儀同姓之者ニ而御座候故、彼方へも御出、御面會之上、御相談可有様申ニ付、直様右訴左衛門方へ參り候處、折節主人領主御用ニ而出勤仕居候而、子息へ委細物語いたし候處、萬端承知ニ而、是迄之成行聞届満足致し吳候而申候は、一柳土佐守以來は、當地住居ニ候得共、夫迄之舊記萬端有之處、毎々之焼失ニ而、紛失之品も有之候得共、相殘分も御座候處、當時取形付

三三

置、猶領主表にも差出居候書類有之故、追而掛御目可申様申し、尤右石碑御企之一儀、成丈御世話申、諸般彌太夫と相談之上、可然様御助力可申候様申候而、同日歸宅仕候。

奉差上御届書之事

一去弘化三年中より御願奉申上、御聞濟被成下置候當村地内往還之傍ニ兒島備後守範長之石
碑相立、并ニ玉垣圍共普請成就仕候ニ付、此段御届奉申上候。御聞濟被成下置候ハ、難有奉存候。
以上。

安政二卯年八月

西牧組北宿村願人

清左衛門

組頭

治左衛門

同

惣左衛門

庄屋兼帶西阿彌陀村庄屋

黒田民助

宗門御奉行所

道御奉行所

大橋傳左衛門様御役所

安政二卯年

一宗門方御手附品川圓次様、小林作次様、右御兩人様八月廿八日ニ石碑寸法を御改之上、御見分相
濟申候。

同年

一九月十九日兒島備後守當日祭禮ニ御座候處、御側御用人尾崎寸度平様、吉田孫右衛門様御佛參御
座候。

一安政三辰年二月二十六日御領中御巡見之節、殿様兒島備後守御石碑に御參詣御座候。

作州津山宮脇町

小原慎太郎

作州勝北郡矢田井村

醫師 三宅貞碩

三宅備後守範長公子孫

播州姫路領北宿之住

左和田清左衛門殿

備前御家中

中村彌次右衛門殿

右御兩人、安政四巳年三月二日當嶋より被成御渡海、自宅に御來駕。一應御挨拶相濟候。委細承り候所、七ヶ年以前、御相談有之候年來丹誠仕罷在候北宿古跡六騎塚、備後守範長君之碑石、國主様之御慈悲、尙又御家老長澤小太夫様、始外戚ノ御役人中様之御厚配御願を以、安政三辰年中皆出來仕候。右ニハ諸國兒島并三宅を名乗ル分者勿論、譬他ニ苗字を名乗ル共、範長公子孫之人ニ者分ニ應シ候致寄附、碑石外玉垣柱石ニ家名を彫入、三宅一同子孫繁榮之一條他ニ顯し、末世ニ殘置度旨、今般御相談被成、至極御實意成厚志、且者又孝道至善之德行感心仕、今般聊之寄附記帳仕候。四方之三宅氏者勿論、其他他姓之御方たりとも、左和田氏之孝道を被思召、願望成就仕候様、御寄附記帳之所一偏ニ奉希上候。以上。

讃岐國直嶋

安政四巳年三月七日

浪人 三宅源左衛門印

今般澤田某、黒田某依厚志、右碑石玉垣成就感心仕、三宅末流之銘々、實大悦不過之候。依而聊之致寄附候。四方之君子、兩士之厚情ヲ思召、不拘自他、御寄附願望成就仕候様、偏奉希候。以上。

備前大崎

安政四巳年三月十日

三宅治三郎印

今般姫路左和田清左衛門殿、先年當領分西片上村前川哲藏、三木屋儀兵衛へ此兩人へ頼之筋より、金子兩度ニ合三兩貳分送り置被申候處、頼筋一向調へ不申、不埒之筋有之、此度有妾左和田御氏拙者へ御打明御咄ニ付、至極御尤存候ニ付、早速村役人共へ申付、先達而御送り有之金子三兩貳分、村役人共より取建させ、昨廿二日則左和田御氏へ、右金子直ニ相渡させ見届申候。尤御同人より右金子受取書、村役人代人之者へ御渡、是又承り候。己後此筋申分無之ニ付、是ニ相記し置候者也。

備前家中

安政四巳年三月廿六日

中村彌次右衛門印

一今般播陽印南郡北宿村左和田清左衛門殿方へ、屋形用向ニ付、罷出候所、懇情不淺時日打過候。右は京都左々貴六角屋形源氏大夫心願有之、往昔所領近州觀音寺山頂上ニ、今度宇多源氏御先祖御代々之燈塔被建所也。抑宇多源氏之末流、諸邦ニ雖有之、主家没落之後、何れも不遂本意、深情被打過候族、多分有之。正統初隨順之人々歎所候哉、然ルニ今度當亭範一主多年之以思願、範長君初一族六騎之廟塔被相建拜見之、先君往昔之志、萬代不狂、御門葉之人々範一尊老之忠勇不可尊乎、雖然其貴塔八分相成、未二分是迄過分之費用猶自力ニ不及趣、大察不過之候。尙宇多之源氏被相建人々者、先可被尊其本哉、想意如斯御座候也。恐々、謹言。

安政卯年四月

兒島彌三郎 範茂 花押

文久辛酉之年予輩得公暇、七十餘日斯探關西諸勝地。四月九日、過播州印南郡北宿村、路傍偶見一碑。彫曰備後守兒島君墓。是予輩所曾聞、往昔建武之年、盡節於南朝者也。豈得不問委細乎。傍問路人到於其裔左和田範一之家。範一則兒島範長之嫡孫、同範家廿三世之孫也。範一語其巨細、因示其所藏系譜及範家之孫所賜乎太閤之諸什器曰、先君範長及其族範家、範秀、範仲、範顯、範氏等之盡節也、雖赫赫乎諸記載、愚或恐其愈久而遂失之也。於是乎請官斯建是碑、因又示所賜乎有功卿及說光卿之感狀并御歌、皆二卿所親書也。予輩既感兒島氏之忠烈、今又見其裔之勤於其先也。播州所稱勝地、高砂、尾上及曾根、石殿之屬、皆碌々尋常之所稱、殆非予輩之所知也。播州之地可稱以爲勝者、獨於左和田氏乎見焉。

辛酉四月九日

上毛 館 林 藩

山 本 喜 溪
楠 谷 宏 識

(別所村北宿澤田豊吉氏所藏)

兒島君石碑建立由緒書終

備後守兒島範長墓所並に自害の地考

庭 山 武 正

兒島範長主の墓處は、本國印南郡北宿村の官道の北側にありて、俗に六騎塚とも、喧嘩地藏とも稱へる、實に夫に相違あるまじきなり。其は増補里翁説(寶曆八戊寅五月天川友親著)に、北宿村道の少し北に、六騎武者といふ處あり。建武三年備後三郎高德は、官軍に屬すといへども、不運にして敗北す。殘黨の一族に、今木・大富・和田・松崎などをはじめ、二十七騎、赤穂郡波の浦手を忍び落ちけるを、那波の城主宇野彌三郎左衛門尉重氏早くも聞付け、手勢五十騎許にて、跡をしたうて追かくれば、伊保の莊にて追付きける。二十七騎の者ども大方討たれ、唯六騎となる。此者ども、今は遁れ難しとて、阿彌陀が宿の辻堂に駈入り、腹切て死しけると也。此六騎の内に備後守といふは、高德が親也。

と云ひ、播磨鑑(平野庸修著)に、

北宿村の南に、一丈許も高き寺跡あり。(往還の南側也)此處を壇といふ。往昔國分寺四十九所の内の跡也。今に布目の古瓦、此處にあり。近代此四方の隅より、大石四つ出づ。是往昔の鐘樓堂の跡也といふ。此壇の北(則ち往還の北駒寄の側也)に、六騎武者といふ塚あり。建武三年、備後三郎高德は官軍に屬すといへども、不運にして敗北す云々。阿彌陀が宿の辻堂に駈込み、腹切つて死しける也。此六騎か中に、備後守といふは高德が親也。按に高德入道は太平記三十卷後まで存命せり。然れば備後守範長、阿彌陀が宿にて自害したるといふを、取紛せるならん。今此塚に石佛一體、松木一本あり。是を六騎武者と言傳へ、俗呼で、喧嘩佛と云。今に礫にても打てば、忽ち其友達同志、何事もなきに、俄に喧嘩すといふ。現證偽ならずとかや。近年志の人ありて、一石一字の法華經を書寫し、此處に埋む。

と云ひ、又古跡便覽(寛延三庚午四月加藤敬直著)に、

備後三郎墓。私曰。福井村に辻堂の跡有。此處にて自害せし由。

など云へるにて知らる。但し便覽に、福井村といへるは、北宿村の西方に隣れる處にて、地理の違へるにはあらず。又備後三郎と記せるも、範長主を誤れるにて、播磨鑑に辨へたる如し。こゝに或人の説に、北宿村の六騎塚にはあらず。其東方に隣れる阿彌陀村大日寺なる古碑を、實に夫が墓なるといへる、

そもく如何なる確證ありていへるにか、いぶかし。右に引ける里翁説、また播陽萬綱目等に、

阿彌陀宿大日寺に古き五輪あり。年號左の通。

右 曆應五季三月九日敬白。

月日少し見わかぬ。三月九日か。

左 庶譜衆等。

左の文字、何とも見わがたし。

考ふるに、是備前守の石塔なるか。建武三年より七年の後に當る。追て考ふべし。

と記し、姫路志に、

岩尾山大日寺。淨土宗。本寺は、時光寺。西阿彌陀宿村。伊賀守板倉侯證文。式部大輔松平侯の添狀あり。寺領一石八斗。昔は眞言宗にて、牛堂山の東院にして、本尊、大日如來也。兵亂に炎上し、其後時光寺の末寺となる。

此寺に古き五輪あり。文字左の如し。

右 曆應五年〇月〇日敬白。

月日見わかす。三月九日に似たり。

左の文字、分明ならず。厩諸衆等の字に似たり。

考ふるに、備前の守(兒島高德の父)の塔なるか。

と云へる説はあれど、此は太平記に、阿彌陀宿の辻堂とあると、曆應の年號の古きことによりて、記者のおしあてに考へ記せるなれば、うけはりて證據とすべきにあらず。猶云は、里翁説に、

同郡小林村佛心寺地内に、大きな古き五輪あり。近比此處より石の櫃を掘出す。大刀、冠などありといふ。考ふるに、太平記に、備後三郎の親、那波より阿彌陀宿まで、六騎の武者と落來り、此邊にて自害す。今往還端に、六騎武者とて、石の地蔵の塚あり。此等の塚也。小林村の石の櫃は、備後三郎の親の塚なるか。

など記るせり。是にても、實に古老の傳ありといふにあらず。大日寺の方正しと訣めたるにも、非ざること明かなり。六騎塚の故事は、然る類ならず。元より古老の傳ありて、其を取りて記せる上に、今現に除地としてあるも、おぼろげならず聞ゆるをや。太平記の阿彌陀宿の辻堂とあるに、いさゝか叶はぬに似たれど、大かた土地のすがたは、或は廣く或は狭く、或は西に遷り、或は東に變るなど、久しきを經るほどには、如何様にも沿革るものなれば、今の阿彌陀村の名につきて、其處とかきりて、かた

なに、訣むべきにあらざるべし。また北宿といふ名をおもふに、阿彌陀宿の北宿なりけんもしるべからず。然れば今一つの確證なきかぎり、或人の説に隨ひがたくなんおぼゆる。

(明治三十六年四月稿)
(印南郡誌所載)

備後守兒島範長墓所並に自害の地考終

誤れる範長の墳墓

滑川友市

(一)

南朝忠臣兒島高德の父兒島範長の墳墓は、播州印南郡阿彌陀村岩尾山大日寺境内にある五輪塔なりとし、明治十九年一月二十八日、兵庫縣令内海忠勝より、内務省に上申の結果、同年二月十日付を以て、同墳墓を公認せられたり。

然るに、昨年飾磨郡花田村の内原田村田畦にある一石塔が、古來より範長墳墓との傳説あれば發掘して、この信否を確めんとて、同村有志より發掘を願ひ、兵庫縣を経て、宮内大臣に伺出あり。昨夏増田御用掛は御用序を以て、右墳墓及び印南郡に存するものも、實地に就きて調査し、當時、予も又同行檢覈を遂げたるが、其節内務大臣より公認せられたる大日堂の石塔は、全く範長の墳墓に非ず。又飾磨郡原田の方も範長に非ざるは勿論、印南郡別所村の内北宿にある六騎塚を以て、範長墳墓として

的確なるを知るに至れり。

明治十六年八月六日、允文允武なる我 天皇陛下は、特に勅して、兒島範長に従四位を贈られ、其贈位宣下の旨を、兵庫縣に傳達せらるゝや、當時範長の墳墓は、其所在不明なるより、官民共に、其墳墓地の捜査に熱心せり。

由來此地方に於て、範長の墳墓として傳説ある所は、阿彌陀村大日堂にある石塔と、北宿村にある六騎塚にして、播州名所巡覽圖繪等より見るも、稍六騎塚を以て信すべきものと推考さるゝも、双方所在地村民に於て、一大競争を生じ、互に證據を争ひたるが、當時之れを鑑別する史家なかりし歟、遂に大日堂を以て公認せらるゝに至りたるものにて、明治三十六年十一月、大元帥陛下陸軍特別大演習を播磨の野に舉行せられ、其御親臨の砌、駕を舞子大本營に止めさせ給ひ、十一月十三日勅して、勤王志士に贈位せられ、範長又正四位を贈らる。然るにその墳墓たるや、未だ史家の一大疑問として、解決せられざるは、甚遺憾の極ならずや。或は西とし、或は東とし、兩民互にその英靈を慰めんとす。範長地下に在りて、何處にこれを受けん。楠氏に等しき南朝忠臣の墳墓を、此際充分の研究を遂げ、萬古不動、其の英靈、祭祀の處を定めん事、蓋國家の要事たらずんば非ず。今疑はしき兩墳を比較考證し、以て世の史家に問はんとす。

(二)

大日堂の石塔。

阿彌陀村大日堂の石塔は、高一丈の大五輪塔にして、播陽萬寶智惠袋(寶曆版)は、「阿彌陀宿大日寺に、古き五りん有。年號左の通。右曆應五季三月九日敬白。左氣課衆等。左の方の文字、何共見わかたし。考るに、是備後守の石塔か。建武三年より七年に當る。追て考べし。」播磨鑑、播州名所巡覽圖繪等皆同様に記せり。今兵庫縣令より稟申せる公認手續書を見るに、多少參考たるものあれば左に記さん。

兒島範長墳墓地之義に付稟申

故兒島範長贈位宣下之義に付、去十六年九月十四日付庶甲第一四九七號を以て、及上申、爾來専ら墳墓所在地探究候處、縣下印南郡阿彌陀村黒田耕一郎外八名并飾東郡白濱村澤田藤七治より、別紙書類寫之通願出に付照會候處、右藤七治より差出候舊記之如き紙卷は、稍舊時之觀を存し候得共、書體、墨氣に於ては、決而康永年間之物とは難認、且他に徵憑すべき事跡も無之、畢竟誤謬相傳へ、一家の遺書たるに過ぎざるものと存候。依て猶照考候處、太平記所載、阿彌陀ヶ宿之邊云々、又辻堂に入る云々とあるは、黒田耕一郎等上申する、即墳墓所在地阿彌陀村大日寺に相違無之と被存候。該

寺は、天平年間の創立にして、構造矮少、實に辻堂に均しき一小刹に有之候趣、太平記中辻堂と記載あるも、深く疑ふべきに非ず。且播磨智惠袋に、伊保庄の西端に當るを以て、其地たるや又疑ふべからず。且右墳墓は、五輪塔にして、碑面、曆應五年三月と有之、其南朝の年號を刻せざるものは、當時足利家威勢最盛なる時にして、其寵臣赤松圓心播磨國を所領するを以て、建碑者其忌諱に觸るを恐れ、枉て北朝の年號を用ひ、猶殊更に其名を陰匿したる趣、干今古老之口碑に傳ふる處に有之、右に關する舊記等は、該寺に保管有之候處、爾來兵燹に罹り、今日證徵すべき書類は無之候得共、右の如く史乘と口碑の傳ふる處に徵するときは、右五輪塔は、即備後守墳墓たるは、不可疑に付、此際公認可致と存候得共、爲念一應及稟申候也。(下略)

右に對し、十九年二月十日付を以て、内務大臣伯爵山縣有朋より、書面伺之趣、告祭は執行に不及義と心得べし云々の指令を受くるに至れり。

(三)

前文と同時に、印南郡長下田重復が上申したるものも、又參考となるを以て、その要點を摘録すべし。

太平記に、阿彌陀ヶ宿の邊迄云々とあり。又辻堂の中へ走入云々とあり。右は即墳墓の在る所、阿彌

陀村大日寺に相違なかるべし。該寺は、天平年間創立の寺なれども、屢兵火に罹り、構造の矮少なる辻堂と均しき者なれば、辻堂と記しあるも、又可疑に非ず。又播磨智惠袋に、伊保庄にて追付ける云々とあり。今墳墓所在は、舊西阿彌陀村にて、伊保庄の西極端に在れば、當時備後守は、赤松の兵宇野重氏等の爲め追撃せらるゝ處、全く此村にある亦可疑の筋無之、且此墳墓は、五輪塔にして、碑面の曆應五年は南朝興國三年に當り、即備後守戦死後七年なり。然るに曆應は、北朝の年號なれば、備後守の爲め、一應疑を容るゝものあれども、當時足利家の最も盛なる時にして、當播磨國は其寵臣赤松圓心の領地なれば、備後守遺臣と雖も、其忌諱に觸れん事を怖れ、枉て北朝の年號を用ひし趣は、干今古老口碑に傳ふる所に有之、(中略)疑ふべきは、太平記所載と齟齬の廉、即那波城主宇野重氏備後守の遺骨を故郷へ送る云々とあり。果して此事實あらしめば、其郷里たる備前國兒島邊に、其墳墓存在すべき筈なるに、戦死後五百年間、忠臣烈士の舊跡、遺墳等累々彰明せざるなし。而して著名なる備後守舊里にして未だ聞く所あらざれば、太平記所載こそ尤疑ふ可し。且宇野重氏は備後守同郷親屬にして、赤松の配下に屬し、備後守を追撃し、備後守戦死後に至り、其同親屬なるを了知し、陰に之を保護したる事顯然たれば、之を郷里に送るとあるも、其實該地に葬り、殊更に備後守の姓名を陰匿し、年號、月日等のみ誌したる者なるや知るべからず。要するに此一點のみ太平記と符

合せすと雖も、今其實蹟より之を徵するときは前條の通り相違有之間敷相考候。

これ大日堂の石塔をして、備後守範長の墳墓とせる考證なり。播磨智恵袋、播州名所巡覽圖繪にある「これ備後守の石塔か」を信じて、推測したるものに外ならず。備後守は太平記所載の如く、首は郷里に送られ、當地には嗣のみ埋葬せしは、當時戦死せし諸將士の例に據るも分明也。範長は、飽くまで南朝の爲盡したるものなるに、其五輪塔の地輪に、北朝の年號あるは、甚怪しむべき極、又戦死後七年、故郷ならぬ播磨の如き僻地にかゝる一丈の大石塔の築く要如何であらん。地輪左方にある文字を、草分け、土掘りて精査せよ。古書講衆の二字の外見すとあるも、よく／＼精究せば、一結講衆作寺とあり。これ範長戦時此寺兵燹の見舞ふ所となり、其後再建せし記念塔なるは、塔面の文字を以て明か也。斯る分明の大五輪を指して、誰か範長の墳とすべき。これ範長墳墓の誤りなるを證する一大徵證たるべし。

(四)

六騎塚。

六騎塚は、別所村の内北宿村にあり。即阿彌陀の北宿也。太平記に據れば、延元元年、尊氏九州より東上の時、範長子高德と共に、脇屋義助の後を逐ひ、攝州湊川に進まんとするの際、偶々途中にて赤松

の軍勢に出會して、那波より阿彌陀宿(今の阿彌陀村會根驛のある處也。舊阿彌陀驛と云ひしも、播磨名所會根松に近きより、遊覽者の便を計りて、明治三十五年三月一日會根驛と改めたり。)までに、十八回會戦したるが、時高德は負傷して進む事能はざるより、一僧に託して、範長は尙對戦し、主従漸く六騎となるに及び、前方を見るに、敵の大軍屯して兎ても進む事不可能なるより、一辻堂に入りて自殺したり。太平記の文、よくそのさまを記せるを以て、左に掲げん。

和田備後守範長、子息三郎高德は、佐々木の一黨が舟よりあがる由を聞て、之を防がん爲めに、西川尻に陣を取て居たりけるが、福山巳に落されぬと聞へければ、三石の勢と成合ん爲に、十九日の夜に入て、三石へぞ駈け着け、爰にて人に尋れば、脇屋殿は早宵に播磨へ引せ給て候なりと申ける間、扱は舟坂をば通り得じ逆、先日獨手の廻りならん三石の南の山路を、たどる／＼終夜越て、佐越の浦へぞ出たりける。夜未だ深かりければ、此儘少しの逗留もなく打て通らば、新田殿には安く追付奉るべかりけるを、子息高德が、先の軍に負たりける疵、未癒さりけるが、馬に振れけるに由て、目昏、肝消て、馬にもたまらさりける間、佐越の邊に相知たる僧の有けるを尋ね出して、預け置たる程に時刻押遷りければ、五月の短夜明にけり。去程に此道より落人の通りけると聞て、赤松入道三百餘騎を差遣して、那波邊にて待伏ける。備後守僅に八十三騎にて大道へと志て打ける所に、赤松が勢、

とある山陰に寄合せて、落人を見るは誰人ぞ。命惜くば弓を弛し、物具脱で降人に參れとぞ懸りたりける。備後守之を聞て、からくくと打笑ひ、聞も習はぬ言哉。降人に成べくは、筑紫より將軍の様々の御教書を成てすかさしし時こそならんすれ。其をだに引裂て火にくべたりし範長が、御邊達に向て降人にならんと口こそ申まじけれ。武器はしくばいで取らせんと言儘に、八十三騎の者共、三百餘騎の中へ喚て懸入、敵十二騎切て落し、廿三騎に手を負せ、大勢の至を破て、濱路を東へぞ落行ける。赤松が勢、案内者なりければ、懸散されながら、前々へ馳過て、落人の通るぞ、打留め、物具はげと、近隣傍庄にぞ觸たりける。是に由て、其邊二三里が間の野伏共、二三千人出合て、此山の陰、彼の田の曠に立渡りて、散々に射ける間、備後守が若黨共、主を落さん爲めに、進では懸破り、引下ては討死し、那波より阿彌陀が宿の邊まで十八度迄戰て落ける間、打殘されたる者、今は僅に主従六騎に成るなり。備後守、或辻堂の前にて、馬を控て、若黨共に向て申けるは、天晴一族だに打連たりせば、播磨の國中をば安く蹴散して通るべかりつる物を、方々の打分に向られて、一族一所に居ざりつれば、力なく範長討るべき時刻の到來しけるなり。今は通るべき共覺ねば、最後の念佛心閑に唱て腹を切んと思ぞ。其程敵の近付ぬ様に防ぎ逆、馬より飛で下、辻堂の内へ走入、本尊に向ひ手を合せ、念佛高聲に二三百遍が程唱て、腹一文字に掻切て、其刀を口に嚙て覆に成てぞ臥たりける。其後若

黨四人續て自害をしけるに、備後守が從弟に、和田四郎範家と云ける者、暫く思案しけるは、敵をば一人も滅したるこそ後迄の忠なれ。追手の敵赤松が一族に共にてや有之、さも有は引組て差違んずる物ぞと思て、刀を抜て逆手に握り、胃を枕にして自害したる跡に見せてぞ臥たりける。此へ追て懸りける赤松が勢の大將には、宇野彌左衛門次郎重氏とて、和田が親類なりけり。正しきに辻堂の庭へ馳來て、自害したる敵の首を取んとて之を見るに袖に付たる笠符皆下黒の文なり。重氏拔たる太刀を抛て、荒淺猿や。誰やんと思ひたれば、小島、和田、今本の人々にて有けるぞや。此人達と疾知なば、命に替ても助べかりつる物をと、悲て涙を流して立たりける。和田四郎、此聲を聞て、範家はに有りとてがばと起たれば、重氏肝を潰しながら立寄て、こは如何とぞ悦ける。頓て和田四郎をば同道して助置、備後守をば、葬禮念比に取沙汰して、遺骨を故郷へぞ送りける。

(五)

此塚古來より六騎塚と云ひ、塚の在る所を字崩堂と云ふ。辻堂の崩れ堂なるや、言を俟たざるべし。今一碑を建て、備後守兒島君之墓と表し、裏に、嘉永三庚戌年五月十九日左和田清左衛門範一建之とあり。石碑の後に、二個の古佛像あり。これ範長討死前の古物にして、古色蒼然、古への辻堂にありしものなるべし。

此村に、和田家と稱する家あり。即太平記に見ゆる和田四郎範家の後なりと云ふ。石佛像の傍に、
一小碑あり。碑文に、

延元元年五月十九日、吾系祖兒島備後守範長主従六人討死于此地、(〇〇不明)元文中駿府白隠和尚
爲追善來于當村、五十日間讀誦法華經一千部、且書之一石一字而(〇不明)以立其標石、云大乘妙典
一碑是也、今茲嘉永三年庚戌五月別營鎮守範長君之祠堂之次一石一字之石類並共有之標石改(〇〇
不明)功德永世云爾。

和田 範 一 誌

願主 當村 淨 惠

塚の附近小林村佛心寺、昔は阿彌陀堂なりしが、範長自殺せしより、其菩提を修せん爲め寺となし、
武士寺と云ふと、印南郡誌に見ゆ、左和田家と共に古記を藏する由なるも、予未だ之を見るの機を得
ず。然しながら六騎塚と云ひ、崩堂と云ひ、又村の口碑より徴するも範長の墳墓の北宿なる六騎塚な
るは必然なり。

要之に、大日堂の石塔にある北朝年號を刻せるは、甚怪しむ可く、範長死後七年世を忍びてまでも、
郷里ならぬ此地に、かゝる一丈の大石塔を築く要如何であらん。況んや碑面文字が、作寺の記念塔な

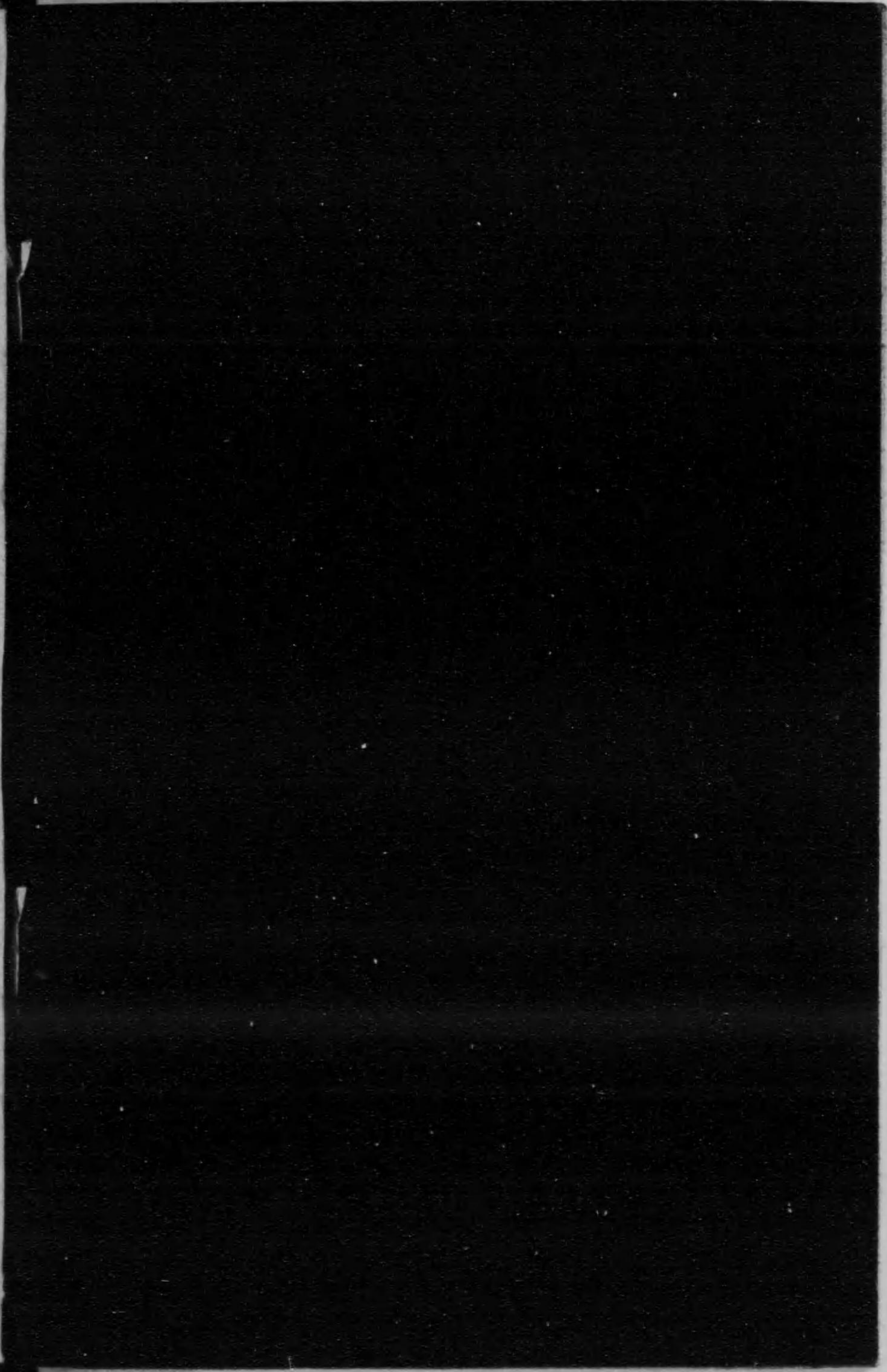
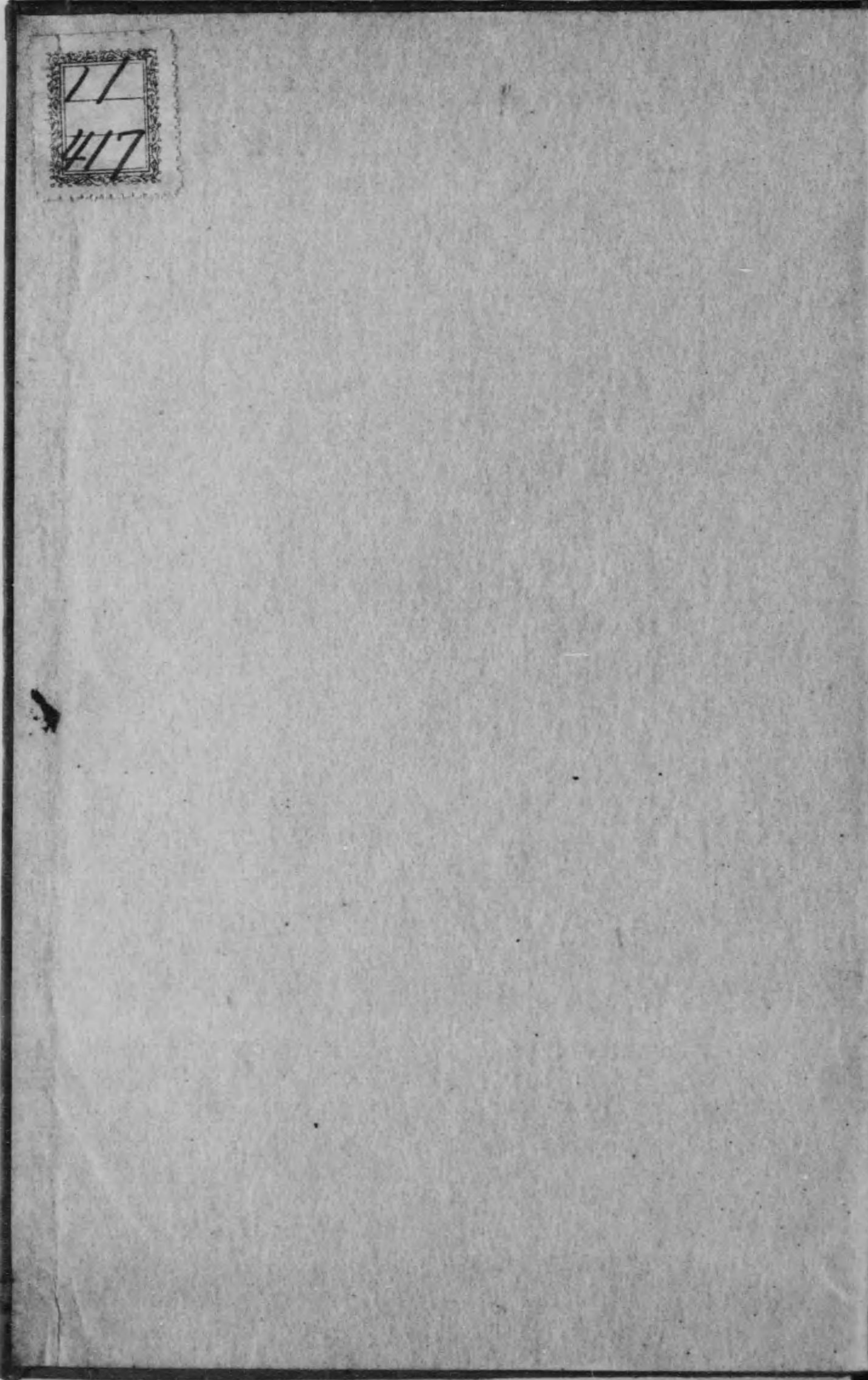
るを語るに於てをや。

更には、又天平の創立國分寺の東院と稱されたる大日寺の、如何で辻堂たることやある。反して北
宿村六騎塚は、近年まで一の建碑もなく、只塚上二個の石佛ありしのみ。字も崩堂と云ふは、辻堂の崩
堂なるべく、之の石佛は、南朝以前の古佛にして、辻堂に安置せしものなるべし。而して塚を六騎塚と
云ふより見るも、範長主従六騎の討死したるは、此の處なること必然也。

即遺骨を郷里へ送るとあるは、胴を此處に埋め、首は郷里に送りしなるべし。他日贈位祭典等行はる
ゝ時は、この六騎塚に報告せんこと至當と云ふべし。(完)

(鷺城新聞 明治四十五年七月所載)
大正元年八月

誤れる範長の墳墓終



終

